はじめに

社会福祉法人福山市社会福祉協議会
会　長　橋　本　哲　之

地域では，少子高齢化・人口減少がますます進む中で，既存の福祉制度では対応が困難な複合的な課題や生活課題が増加しております。

こうした中で，国においては社会福祉法等の一部改正により「地域共生社会」の実現に向けた「相談支援，参加支援，地域づくりに向けた支援」を柱とする包括的支援体制整備による動きがより一層加速しています。

一方で，長引くコロナ禍による生活困窮者の急増や，これまで見えていなかった，生活に様々なぜい弱性を抱える人や世帯の顕在化により，包括的支援体制の必要性が更に高まっています。

福山市社会福祉協議会では，２０１２年度（平成２４年度）から，福山市地域福祉計画と基本理念を共有する中で，５か年ごとの福山市地域福祉活動計画を策定し事業を推進しています。２０１７年度（平成２９年度）からは，第２期福山市地域福祉活動計画のもとで，地域の各種団体，社会福祉法人などの関係機関・団体，行政などと連携し地域福祉を進めてまいりました。

このたび，第２期活動計画の成果と課題や新たな課題をふまえ，「第３期福山市地域福祉活動計画」を策定いたしました。この計画では，『支え合いながら　すべての市民がいきいきと心豊かに　安心して暮らせる共生のまち　ふくやま』を基本理念とし，その達成のために具体的な基本目標及び基本方策を定め取組みを進めます。

また，「地域共生社会」の実現に向け，地域住民と専門職，そして多様な主体が連携・協働する地域ネットワークの中核的な役割を担い，包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

市民の皆様をはじめ，福山市，地域の各種団体各位には，第３期活動計画の趣旨をご理解いただき，今後とも地域福祉活動の推進に格別のご理解とご支援，ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりましたが，計画策定にあたり，熱心にご審議いただきました，「地域福祉活動計画策定委員会」委員の皆様，多くのご意見をいただきました，学区の福祉を高める会・福山市ボランティア連絡協議会などの役員をはじめとする関係者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに，今後とも社会福祉協議会に対し，ご支援，ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2022 年（令和４年）３月

目　次

第１章　計画の概要 …… １

１　計画策定の趣旨 …… １
２　計画の位置づけ …… ７
３　計画期間 …… ８
４　計画策定の方法 …… ８

第２章　第２期計画の成果と課題 …… ９

１　基本方策１から基本方策４ …… ９
２　第２期計画に基づく活動事例 …… ２８

第３章　計画の基本的な考え方 …… ３５

１　基本理念 …… ３５
２　基本目標 …… ３６
３　基本方策 …… ３７
４　施策の体系 …… ３８

第４章　実施計画 …… ４０

基本目標１　誰もが孤立せずいきいきと暮らせるつながりづくり …… ４０
基本目標２　様々な相談に対応できる包括的な支援体制づくり …… ４３
基本目標３　互いに支え合える仕組みづくり …… ４７

第５章　計画の推進に向けて …… ５１

１　計画の推進体制 …… ５１
２　計画の進行管理 …… ５１
３　計画の普及・啓発 …… ５１
４　計画推進のための財源確保 …… ５２

資料編 …… ５３

１　地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 …… ５３
２　地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 …… ５４
３　地域福祉活動計画策定委員会の経過 …… ５５
４　職員プロジェクト（監督職会議）の経過 …… ５６
５　社会福祉法抜粋 …… ５７

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

（１）地域福祉とは

地域福祉とは，それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう，住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の生活課題の解決に取組む考え方です。

地域福祉は，法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現できるものではなく，住民やボランティア，行政や社会福祉関係機関が協働し実践することにより推進されます。

近年では，社会・経済状況の大きな変化にともない，生活困窮者・世帯などの社会的援護を要する人たちへの支援や，虐待・引きこもりなどの新たな社会的課題への対応が早急に求められるようになってきており，地域社会での支え合い活動の取組みの推進が大切となっています。

（２）地域福祉活動計画策定の趣旨

福山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は，2012 年（平成 24 年）から５年ごとを計画期間とし，「福山市地域福祉活動計画」を策定し，活動計画に定めた基本方策と重点事業を実施する中で，地域福祉を推進してきました。

この度，第２期計画の計画期間が終了することにともない，その成果と課題をふまえ第３期の地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するものです。

この計画は，地域福祉の推進をめざし，住民及び福祉・保健などの関係団体や事業者などが積極的に社協と連携して地域で進めていく取組みについてまとめたものです。

特に，住民に最も身近な地域福祉の推進団体である，福祉を高める会・ボランティアの会などが地域ニーズに即して持続的に活動できるよう，社協，関係機関・団体，福山市（以下「市」という。）などが連携し，住み慣れた地域において，高齢者，障がい者，子どもをはじめ地域の人が安心して，いきいきと暮らせる福祉のまちづくりをめざします。

（３）福山市における地域福祉活動の経緯

ア　福山市の位置・人口・世帯数など

福山市は，広島県の東部に位置し，広島市から約100km，岡山市から約50km の圏域にあり，北は神石高原町・府中市，南は瀬戸内海，西は尾道市，東は岡山県笠岡市・井原市に接しています。

項 目	内　　容
人口	465,402　人
世帯数	212,621　世帯
高齢者（65歳以上）	133,600　人
高齢化率	28.7%
要介護（要支援）認定者	28,026　人
生活保護世帯	4,768　世帯（6,063人）
身障手帳所持者	17,537　人
療育手帳所持者数	4,194　人
精神保健福祉手帳所持者	5,572　人
民生委員・児童委員数	887　人
市域	東西…29.5km，南北…45.7km，面積…518.14㎢

【2021年（令和3年）3月31日現在】

イ　福山市における地域福祉活動の経緯

年　　代	内　　容
1916 年 （大正 5 年）	市制施行（当時の人口 32,356 人，面積 5,8 ㎢）以降，行政合併を繰り返し，現在では広島県第 2 位の人口と広い市域を有する工業都市へと変貌
1960 年代 （昭和 30 年代） 後半	大型製鉄所の誘致 人口が急増し，住民ニーズに対応するため，公民館の整備などを中心に行政の住民福祉施策を展開
1968 年 （昭和 43 年）	**福山市社会福祉協議会が法人格を取得**
1970 年 （昭和 45 年）	**町単位福祉会設置要項を制定** 福山市の地域福祉組織の一つの特徴ともいえる自治会（町内会）単位の小地域福祉組織「福祉会」づくりに着手 ※当時の福祉会活動は「敬老のつどい」などの行事活動が中心であったが，近隣関係づくり･福祉問題への意識づけなどに大きな成果がみられた
1972 年 （昭和 47 年）	**・福山市社会福祉会館がオープン** **福山市社会福祉協議会は，市役所内から社会福祉会館へ拠点を移す**

年　　代	内　　容
1974 年 （昭和 49 年）	**・福祉委員制度を創設**【～1995 年（平成 7 年）まで】 福祉を高める会の結成促進や住民と社協のパイプ役として活躍 **・福山市地区奉仕銀行を設立**→「奉仕活動センター」→「ボランティア情報センター」→**現在「ボランティア活動センター」** ボランティアの活動拠点として開設 **・福山ボランティア連絡協議会が発足** ボランティアグループ間の連絡調整，交流，共同事業の実施などを行うための連絡組織
1977 年 （昭和 52 年）	**・学区の福祉を高める会の組織化に着手** 小学校区という共通の生活圏での類似した福祉課題を解決するために，自治会（町内会）や福祉会，老人会，女性会，子ども会，PTA，民生委員・児童委員などを構成団体とし，団体相互の交流による創造的な活動が期待された
1978年 （昭和53年）	**・「第１回福祉を知る市民の集い」を開催** 福山市内の福祉関係者・ボランティア・福祉施設・当事者団体などが一堂に会するイベントとして開催→「福祉に参加する市民の集い」→**現在「ふれあい福祉まつり」**
1980 年代 （昭和 55 年代）	・社会的課題 年々増加した「孤独死」に象徴される「ひとり暮らし高齢者」の課題や「寝たきり高齢者」の課題が，クローズアップ。福祉を高める会の企画により「ひとり暮らし高齢者」「寝たきり高齢者」宅への「友愛訪問活動」を行う福祉会も増加。しかし，訪問回数などをみると 3 ヶ月に 1 回，半年に 1 回といった頻度であり，「生活を支援する」というよりも「行事的な活動」の色彩が強いものであった。
1987 年 （昭和 62 年）	**・「いきいき長寿の町・福山をめざして―福祉の町づくり計画―」を策定** 地域福祉活動の基本構想的な計画となる
1988 年 （昭和 63 年）	**・車両財団補助事業「高齢者社会に関する調査研究・実験的事業」の指定** 春日・西・南学区の 3 学区をモデル地区に指定（2 年間）し，「男性の料理教室」・「ヤクルトと連携した友愛訪問活動」などを全国に先駆けて実施する。行事的な地域福祉活動から住民がおたがいさまの気持ちで日常的に支えあう地域福祉活動のあり方を模索する。
1989 年 （平成元年）	**・ボランティアの登録制度（ボランティアバンク）の創設**
1991 年 （平成 3 年）	**・学区の福祉を高める会の全市的な組織「福山市福祉を高める会連合会」を結成**
1992 年 （平成 4 年）	**・厚生省（当時）の指定事業「ふれあいのまちづくり事業」を推進。** **事業の目的…相談活動で把握した福祉課題を住民と連携し解決する仕組みをつくる** **具体の活動…住民が地域で支援が必要な人に対して安否確認や見守り活動を組織的に行う「小地域福祉ネットワーク活動」や「ふれあい相談センター」を開設する**
1993 年 （平成 5 年）	**・「ボランティアバンク情報誌」の発行開始→現在のボランティア情報誌「ＴＵＮＡＧＵ（つなぐ）」** **情報誌をボランティア登録者に配布し，ボランティア自身が活動場面を選べる仕組みが整う**
1994 年～ （平成 6 年）	**・「ふれあい・いきいきサロン」の広がり** **住民である当事者（高齢者・障がい者・子育て中の保護者など）とボランティアとが協働で企画し，共に運営する楽しい仲間づくりの活動として「住民同士のつながりづくりの場」「閉じこもりの予防」「社会的孤立の防止」など大きな効果をあげている**

年　　代	内　　容
1996 年～ （平成 8 年）	**・学区ボランティアの会の結成に着手** 福祉を高める会の活動が団体の連絡調整から，実践活動を担うようになりボランティアの必要性が生じる。「地域の役員ではないが何か地域のために役立ちたい」という人たちの活動の母体づくりとなる。 背景…1995 年（平成 7 年）1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災によりボランティア活動を身近に感じる住民が増加
1998 年 （平成 10 年）	**・学区の福祉を高める会と学区ボランティアの会の結成が相次ぐ** 63 学区（当時）のうち 62 学区で組織化 住民に「地域福祉活動」の必要性が少しずつ認識される
1999 年～ （平成 11 年）	**・「福山地区高齢者徘徊ＳＯＳネットワーク事業」の開始**
2002 年 （平成 14 年）	**・福山すこやかセンターの供用を開始** 福山市社会福祉会館から，福山市社会福祉協議会はここへ拠点を移す。ボランティア活動センターを設置し，ボランティアの活動拠点も同施設内に移す。
2003 年 （平成 15 年）	**・新市町・内海町と合併（社会福祉協議会も法人合併）**
2005 年 （平成 17 年）	**・沼隈町と合併（社会福祉協議会も法人合併）**
2006 年 （平成 18 年）	**・神辺町と合併（社会福祉協議会も法人合併）**
2007 年 （平成 19 年）	**・福山市社協ホームページを開設**
2010 年 （平成 22 年）	**・「ささえあいサミット」を開催** **福山平成大学を会場とし，福山市内の地域福祉活動を住民に啓発する集いとして初めての開催。以降，市内各箇所（中心部・東部・西部・北部・南部地域）で開催場所を設定し，毎年開催。**
2011 年 （平成 23 年）	**・3 月 11 日発生の東日本大震災に対し，被災地へ職員とボランティアの派遣支援**
2012 年 （平成 24 年）	**・福山市社協「第１期　地域福祉活動計画」を策定**
2013 年 （平成 25 年）	**・地域福祉推進の充実のため松永事務所を開設** **・市内各学区において「地域福祉懇談会」の実施** **・障がい者基幹相談支援センターと権利擁護支援センター・市民後見推進事業に着手し，安心生活見まもりセンター（愛称：まもローズ）を新設。障がい者虐待防止センターの受託。** **・「福山市社協法人化 45 周年記念式典」の開催** **・生活困窮や生活保護世帯の課題解決のひとつとして『子どもの居場所』づくり事業を受託し「あつまローズ」を開設**
2014 年 （平成 26 年）	**・常設型の「喫茶店風サロン」の開設支援に取り組む** **・8 月 20 日発生の広島市大雨土砂災害に対し，職員とボランティアの派遣支援** **・9 月 1 日に宮城県岩沼市社協と「大規模災害相互支援協定」を締結** **・「福山市市民後見人バンク連絡会」の結成。「法人後見支援員」の配置**

年　　代	内　　容
2015 年 （平成 27 年）	**・地域福祉推進の充実のため東部事務所を開設** **・「市民福祉ボランティア講座」の開催** **・「ボランティアアドバイザー」の養成と相談活動の実施** **・「災害ボランティアコーディネーター」の養成** **・「災害ボランティアセンター設置訓練」の実施** ・福山市社協にて，**広島県内初の市民後見人を誕生させる** **・福山市ボランティア連絡協議会の再編** ・広島県東部地域のボランティアが交流する「Vハートひろしま東部地区交流会」を福山すこやかセンターで開催
2016 年 （平成 28 年）	**・神辺事務所をかんなべ市民交流センターへ移転** **・「生活支援コーディネーター（第一層）」を配置** **・「高齢者徘徊ＳＯＳネットワーク事業」の拡充を行う** **・4月14日発生の熊本地震に対し，職員とボランティアの派遣支援** **・6月22日発生の福山市大雨災害で，ボランティアセンターを設置し支援** **・福山市福祉・介護人材確保等総合支援協議会の設立** **・福山市難聴学級開設50周年，映画「泣きながら笑う日」制作40周年記念式典を開催** **・「福山市大雨災害支援活動報告会」の開催** **・「生活支援活動担い手講座」を開催** **・「福山市介護予防・生活支援サービス事業基準緩和型訪問サービス従事者研修（シルバー人材センター会員）」を開催** **・「東部ブロックサロン交流会」の開催**
2017 年 （平成 29 年）	**・福山市社協「第２期　地域福祉活動計画」を策定** **・福山市地域福祉貢献活動協議会の設置** **・福山市社協Facebook・Twitterを開設** **・「ボランティア全国フォーラム2017」を開催** **・「福祉・介護職　男子・女子（愛称：福男・福女＜ふくだん・ふくじょ＞）を委嘱** **・認知症の人への声かけ訓練を開催**
2018 年 （平成 30 年）	**・「福山市社協法人化50周年記念式典」の開催** **・「平成30年7月豪雨災害」で，ボランティアセンターを設置し支援** **・生活支援体制整備事業「お互いさまミーティング（第２層協議体）」の立ち上げ支援を開始** **・「高齢者徘徊ＳＯＳネットワーク事業」の名称を「認知症ひとり歩きＳＯＳネットワーク事業」へ変更** **・福山市地域福祉貢献活動協議会の活動として，「くらしの相談窓口」を開始** **・福山市生涯現役促進地域連携協議会と連携し，ボランティア講演会とボランティア入門講座を開催**
2019 年 （平成 31 年） （令和元年）	**・福山市から「高齢者居場所づくり支援事業」を受託** **・福山青年会議所と「大規模災害時に生活再建に取組むボランティアの活動支援に関する協定」を締結** **・介護者のための小さなつどいの開催**

年　　代	内　　容
2020 年 （令和 2 年）	**・福山市から「家計改善支援事業」を受託** **・福山市から「成年後見利用促進中核機関」を受託** **・福山災害ボランティア連携協働会議を設置** **・「福祉・介護職　男子・女子（愛称：福男・福女＜ふくだん・ふくじょ＞」の活動を動画で配信** **・「フードたすけあいネット」による食糧支援を開始** **・生活福祉資金特例貸付（コロナ特例）センターを開設** **・ボランティア情報誌「ＴＵＮＡＧＵ（つなぐ）」３００号を発行** **・相談支援の関係機関・団体職員の研修会を開催**
2021 年 （令和 3 年）	**・福山市から「福山市生活困窮者自立支援事業」を受託** **・福山市から「児童見守り支援事業」を受託** **・福山市から「お互いさま活動応援補助事業」を受託** **・「福祉・介護職　男子・女子（愛称：福男・福女＜ふくだん・ふくじょ＞」を『福山の福祉・介護職（愛称：ふくろーず）』に改名** **・「フードたすけいネット」で生理の貧困に対する生理用品の配布開始** **・福山市生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催** **・事業継続計画（ＢＣＰ）を策定** **・福山市社協公式ＬＩＮＥを活用した情報発信を開始**

ウ　福山市の地域福祉活動の特性

福山市は，１９６０年代（昭和 35 年代）以降，大型製鉄所の進出などによる急速な開発と周辺市町村との合併により，人口が急増した都市です。

今では，島しょ部・中山間地域における過疎化，１９７０年代（昭和 45 年代）に造成された新興住宅地における急速な少子・高齢化，市内中心部の空洞化現象など，さまざまな地域課題を抱えた都市となっています。

社協は，市内の７８小学校区に，それぞれの地域特性に応じた地域福祉を推進するために，福祉を高める会・ボランティアの会を組織しました。これらを組織したことにより，住民自身が自分たちの生活する地域の福祉課題・生活課題などを主体的に捉え，さまざまな地域福祉活動が生まれています。

各圏域とその数

自治会数	1,026自治会（町内会）
小学校区	75校区 （義務教育学校１校「鞆の浦学園」を含む）
中学校区	35校区 （義務教育学校１校「鞆の浦学園」を含む）
民協区	34区
日常生活圏域	11圏域（中央4・東部1・南部2・西部1・北部3）
拠点支所ブロック （生涯学習センターのブロック）	6ブロック

【2022年（令和4年）3月31日現在】

２　計画の位置づけ

（１）地域福祉活動計画の位置づけ

この計画は，市が策定する「福山市地域福祉計画」の理念を共有するもので，社協が，市をはじめとする関係機関や地域団体，NPO，社会福祉施設，民間団体などと，地域福祉を推進するために役割を分担し，協働して地域福祉の推進を図るためのものとします。

（２）他の計画との関連

市の地域福祉計画が公の役割として，分野別の個別計画に共通した課題解決の方向性を示し，地域福祉の行政施策を明らかにしたものであるのに対して，本計画は民間の立場から住民が地域でいきいきと安心して生活をするために，地域団体・福祉団体・ボランティア・ＮＰＯ団体などの各種団体や社協がさまざまな課題を明確にし，その解決に向けた実践のための方針となるものです。

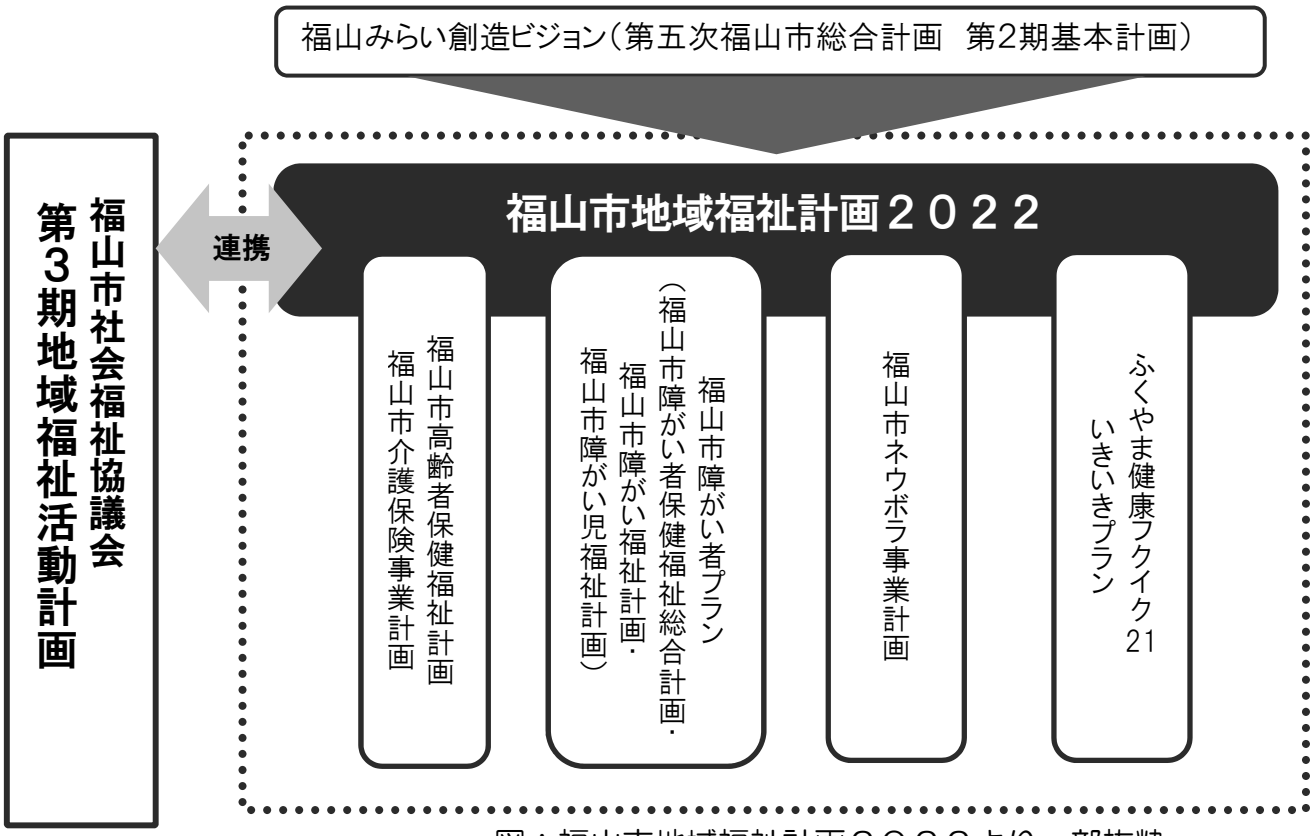

図：福山市地域福祉計画２０２２より一部抜粋

３　計画期間

計画の期間は，福山市地域福祉計画の計画期間にあわせ，2022 年度（令和４年度）から 2026 年度（令和８年度）までの５年間とします。

４　計画策定の方法

計画策定にあたっては，社協に寄せられている福祉を高める会からの意見，ボランティアの声などを反映するようにしました。

また，社協職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げ，社協職員が，福祉を高める会，ボランティア・NPO 団体や福祉団体などの会議へ参加して得た意見や，日ごろの社協活動で収集した情報について集約を行いました。

これらをふまえ，計画策定のため，福山市福祉を高める会連合会や福山市ボランティア連絡協議会，福山市連合民生・児童委員協議会，福山市自治会連合会などの住民組織や福祉施設・団体，学識経験者，市などで構成される「地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）」を設置しました。[1]

策定委員会では，第２期計画の進捗状況の確認や，今後，取組みが必要な課題などについて協議を行い計画の原案を作成しました。

[1] 53・54 ページを参照ください。

第２章　第２期計画の成果と課題

基本理念

「一人ひとりの人権が尊重され　住み慣れた地域で心豊かに
夢を持ち続けて暮らすことができるまち　ふくやま」

計画期間

2017 年度（平成２９年度）から 2021 年度（令和３年度）までの５年間

基本方策１	地域福祉活動やボランティア活動へ主体的に参加する人づくりを行い，誰もが活躍できる仕組みをつくります

重点事業　地域福祉活動を支える人材づくりをすすめます

≪ふれあい福祉まつりの開催≫

成果

市内の福祉関係者が一堂に会し，各団体の PR を行うことで，住民が地域福祉活動やボランティア活動を知る機会となりました。また，サロンの模擬体験やボランティア体験コーナーをすることで，住民が地域福祉・ボランティア活動に参加するきっかけづくりとなりました。

課題

ステージを活用する等のイベント要素の強い催しが，近年同時期に市内で多く開催されることから，周知効果が薄れてきています。

今後は実行委員会を，社会福祉法人・ボランティア団体・当事者団体・民児協・住民組織の代表・有識者等で編成し，「福祉」要素の強い講演会・各種団体等のパネル展示となんでも相談（出張くらしの相談窓口等）コーナー・当事者団体のみの物販など内容について検討していく必要があると考えます。

≪各種ボランティア養成研修≫

成果

手話・要約筆記・点字の技術別ボランティア講座を開催したほか，初めてボランティアを始める方を対象にボランティア講演会・入門講座を開催し，定年退職した方，または定年退職間近な方がボランティアに興味を持ち，社会参加するきっかけづくりにつながりました。さらに，ボランティア入門講座の修了者と「修了者の集い」を毎月開催し，ボランティアグループの立ち上げをめざすよう取組んでいます。

講座名	年度	参加者数（人）					
		2016（平成 28）	2017（平成 29）	2018（平成 30）	2019（平成 31）（令和元）	2020（令和 2）	2021（令和 3）
手話ボランティア養成講座（入門編）		104	95	136	124	37	73
手話ボランティア養成講座（基礎編）		26	31	41	45	34	22
点訳ボランティア講習会		6	13	4	6	5	6
要約筆記ボランティア養成講座		7	7	7	4	中止	15
ボランティア講演会		—	—	184	83	92	24
ボランティア入門講座		16	—	61	36	35	44
ボランティア入門講座「修了者の集い」		—	—	—	—	22	24

※2020 年度（令和 2 年度）・2021 年度（令和 3 年度）手話ボランティア養成講座（入門編・基礎編）は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，受講定員を減らして開催。

課題

手話・要約筆記・点字ボランティアの人材確保のため，意思疎通手段としての利用を促進し，市民啓発も含め，引き続き講座参加者を広く募集していくことが必要です。

≪地域コーディネーター養成講座＝安心サポートリーダー養成講座≫

成果

広島県社協が開催する「安心サポートリーダー養成講座」を活用し，地域から参加いただき，講座修了者が安心サポートリーダーとして活動しています。

※「安心サポートリーダー」は，サロンなどの集いの場を運営するなかで，参加者の困りごとを把握し，ボランティアで対応したり，解決が難しい課題は，地域包括支援センター等の関係機関へつなぐ対応をしています。

課題

今後は地域共生社会の構築に向けて，世代や分野を超えた課題について，地域全体のネットワークを活かしながら，コーディネート機能を強化する必要があります。

≪市民後見人の養成≫

成果

判断能力が不十分となっても，住み慣れた地域で安心して，その人らしく暮らし続けられるための権利と財産を保護するのが「成年後見制度」です。

この制度の担い手として，住民の視点で支援を行う「市民後見人」の養成を 2013 年度（平成 25 年度）から，毎年，実施し，延べ 140 人が修了しました。

2015 年度（平成 27 年度）11 月には，広島県内初の市民後見人を受任し，社協と複数後見により累計 18 件を受任し，2021 年度末（令和３年度末）現在で 11 人の，市民後見人が活動しています。市民後見人の相互研鑽の場として，市民後見人バンクを設置し，2022 年（令和４年）３月末現在，41 人が登録しています。

市民後見人は同じ地域に住む住民として，支え合い助け合いの精神のもとに，その人にしっかり寄り添う支援を行っています。

2013 年度（平成 25 年度）に，弁護士・司法書士・社会福祉士・医師・学識経験者による法人後見審査検討委員会を設置し，市民後見人バンク登録の可否，法人後見受任等についての審査・検討などを行っています。

課題

中核機関関係業務の受任調整会議では，これまでの実績を通して，市民後見人が候補者としてあげられることも増えてきました。今後さらに市民後見人の受任を広げるためにも，社協との複数後見から市民後見人の単独受任へとリレーし，社協がより多くの市民後見人のバックアップができるような体制整備なども課題です。

	年度	件数		年度	件数
市民後見人 実施状況・受任件数	2016（平成 28）	1 件		2019（平成 31） （令和元）	4 件
	2017（平成 29）	2 件		2020（令和 2）	3 件
	2018（平成 30）	2 件		2021（令和 3）	4 件

≪生活支援活動担い手講座≫

成果

生活支援コーディネーターが，関係機関・団体と「生活支援活動担い手講座」などを開き，修了者で高齢者などが生活を送るうえで発生する困りごとを解決するグループを立ち上げています。「地域の役員ではないが，何か地域の役に立ちたい」という人の受け皿になっており，地域福祉を担う人材の裾野が広がっています。

※グループ立ち上げ数：21 グループ　2022 年（令和４年）２月末現在

課題

グループが主体的に活動する（軌道に乗る）までに多くの時間を要します。

社協職員や地域包括支援センターなどの職員がアドバイスするなど伴走的な支援が必要です。

重点事業　ボランティア活動，NPO 活動を推進します

≪ボランティア活動に関する相談･コーディネート≫

成果

ボランティアバンク登録制度やボランティア情報誌「TUNAGU（つなぐ）」を活用し，希望する活動に参加できるしくみづくり，気軽に相談できるしくみづくりをすすめました。また，ボランティアアドバイザーが自らの経験を活かし，さまざまなボランティア活動に関する相談にあたっています。

課題

市内のボランティアの個人・団体の活動状況をより詳しく把握するとともに，施設・地域住民の集いの場などのボランティアのニーズを把握し，「ボランティア活動に参加したい」方と「ボランティアの支援を求める」方をつなぐコーディネートの機能を強化していくことが必要です。

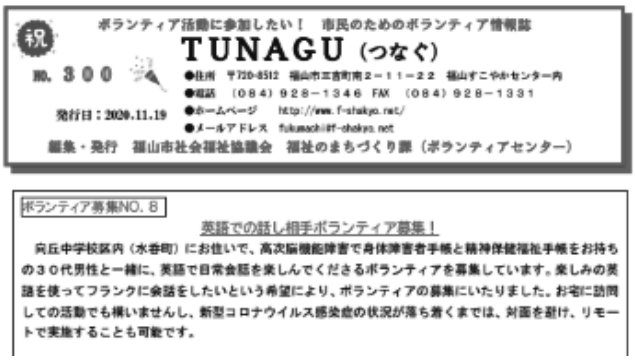
ボランティア活動に参加したい！　市民のためのボランティア情報誌

祝

TUNAGU（つなぐ）

No. 300

発行日：2020.11.19

●住所　〒720-0512　福山市三吉町南２－１１－２２　福山すこやかセンター内
●電話　（０８４）９２８－１３４６　FAX　（０８４）９２８－１３３１
●ホームページ　http://www.f-shakyo.net/
●メールアドレス　fukumachi@f-shakyo.net

編集・発行　福山市社会福祉協議会　福祉のまちづくり課（ボランティアセンター）

ボランティア募集NO. 8

英語での話し相手ボランティア募集！

向丘中学校区内（水呑町）にお住いで、高次脳機能障害で身体障害者手帳と精神保健福祉手帳をお持ちの３０代男性と一緒に、英語で日常会話を楽しんでくださるボランティアを募集しています。楽しみの英語を使ってフランクに会話をしたいという希望により、ボランティアの募集にいたりました。お宅に訪問しての活動でも構いませんし、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着くまでは、対面を避け、リモートで実施することも可能です。

≪福山市ボランティア連絡協議会の活性化≫

成果

定期的に情報交流会を開催し，専門性を超えたボランティアグループ同士の顔の見える関係づくりや，各団体の活動や共通する課題の共有を行ってきました。

課題

交流会の開催を継続し，今後も顔の見える関係づくりと課題に対する取組みについて検討を行っていく必要があります。

各団体の活動を紹介する場を作り，新規活動者の掘り起こしが必要です。

また，学校関係のボランティアサークル（部）と連携することによる活性化も必要です。

≪ボランティア全国フォーラムの開催とボランティア交流会の開催≫

成果

2017 年(平成 29 年)に，備後圏域６市２町[2]の社協と行政，関係団体で構成する実行委員会を組織し，福山市を主会場にして「ボランティア全国フォーラム」を開催しました。フォーラムは，基調講演と分科会で構成され，全国から多くの方に参加いただき，多様なボランティア活動の研究・討議がなされ，大きな刺激となりました。このフォーラムを開催したことで，ボランティアの情報共有と交流を目的として福山市ボランティア連絡協議会主催で「ボランティア交流会」が定期的に開催されています。

課題

各グループ・団体の活動を紹介し合い，互いに理解を深める必要があります。

※2019 年度（平成 31 年度・令和元年度）「ボランティアの本音で語ろう」というテーマを企画したが，新型コロナウイルス感染症の影響で中止。
備後エリアのボランティアの先進的な事例の共有や情報交換の場がなく，福山市内のボランティアがリーダーシップを発揮してそのような場を創出し，共通する課題を共有し，活動の裾野を広げていく必要があります。

[2] ６市２町…福山市，尾道市，三原市，府中市，井原市，笠岡市，神石高原町，世羅町

重点事業　地域・学校などにおいて福祉教育を推進します

≪障がいのある小学生のためのサマー・スクール≫

成果

夏休みにサマー・スクールを開催することで，障がいのある小学生の思い出づくりと保護者のレスパイトにつながりました。また，中学生以上の学生が，障がいのある子どもと交流することで，障がいを理解し，福祉に興味を持つきっかけづくりにつながりました。

さらに，中学生以上の学生を対象とした，「夏のボランティア体験」として，福山市地域福祉貢献活動協議会と連携し，福祉施設などでのボランティア活動を経験する機会もつくることができました。

課題

公的サービスにより，夏休みの障がいのある小学生の居場所や思い出づくりの場は一定の整備がなされています。今後は，ボランティア団体などとの連携による定期的に開催されているイベントを活用するなかで協働した活動ができないか調査研究が必要です。

学生ボランティアの受け入れについては継続して実施する必要がありますが，受入れに際してのルールづくりが必要とも考えます。

≪学校・地域などへの出前福祉体験の実施≫

成果

小学校・中学校を中心に，車いす，アイマスク，高齢者疑似体験などを行っています。一部の地域では，学校と地域が交流する福祉教育も実施されています。

課題

福祉施設など社会資源との連携が十分でないために，子どもたちが地域のなかで福祉のことを知る機会が不足しています。今後，福祉施設と連携し，教育委員会との協働によるプログラムを検討する必要があります。

≪新たな福祉教育のプログラムの検討≫

成果

各種体験学習と当事者団体との連携・協力を通じ，当事者理解と児童・生徒が自分たちにできることについて考えてもらうプログラムを構築しました。

福祉とは何か，福祉の制度，福祉に関わる人々，地域課題についてを広く学ぶことができるプログラムを作成しました。

課題

児童・生徒に限らず，保護者や地域住民に対する福祉教育の場をつくっていき，車いすや高齢者疑似体験など，体験学習のみの学習に終わらない，継続したプログラムを検討していく必要があります。

また，地域の課題に気づき，地域の一員としてできることを考える機会となるプログラムや教育委員会と学校，地域が連携し，ICT 等を活用した教材の作成を検討する必要もあります。

重点事業　地域福祉活動，ボランティア活動に関する情報発信を充実します

≪広報誌ふくやま福祉だより「ほほえみ」の発行≫

成果

定期的に発行することで，住民に情報を届け，各種情報の周知・啓発を行うことができています。また，紙面構成や記事を工夫するなかで，読者から「読みやすくなってきた」「欲しい情報が分かりやすくなってきた」などの感想が寄せられる機会につながりました。

課題

「手に取り読んでみたい」広報誌としての工夫は常に求められており，住民等が「知りたい・役に立つ情報」の内容発信の工夫について引き続き検討し実施していく必要があります。

≪ボランティア情報誌「TUNAGU（つなぐ）」の発行≫

成果

毎月発行するなかで活動募集のみならず，各種情報を発信することで，活動への参加相談だけでなく，発信情報に対する問い合わせもあり，ボランティアに対する住民の意識啓発の広報誌ともなっています。

課題

依頼内容については，依頼を待つだけでなく，依頼を集めていく必要があると考えます。そのためには，生活支援コーディネーターの各種施設・事業所・団体等とのつながりを活用し，依頼を集め，当該地域では解決困難な依頼を市内全域において募集することにより，可能な限り課題解決につなげ，依頼内容を当該地域へ地域課題として投げかけていく必要があります。

また，社協の公式 LINE へも掲載し，各学校へ LINE 登録の依頼を行い，学生の活動参画の機会につなげていくために，教育委員会や私立学校との連携も必要があると考えます。今後，依頼内容によっては，ターゲット層を絞った配信についても検討する必要があります。

≪SNS を活用した地域福祉・ボランティア情報の発信≫

成果

紙媒体以外に Facebook・Twitter のツールを活用し，福祉情報，ボランティア情報の提供を行いました。また，社協公式 LINE を開始し，地域に訪問した時の様子や社協事業（行事）の情報を掲載し，情報発信のツールを増やしました。ボランティアの情報提供については，一斉メール送信の仕組みも設け，タイムリーな情報発信に努めました。

課題

Facebook・Twitter・LINE のツールは継続して活用していく必要がありますが，アカウント登録が必要となるため，登録等が不要なホームページ等の活用も並行しながら，ターゲット層に合わせたツールの使い分けを検討する必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で，市民にボランティア活動の参加を提供する情報が少なくなっていることから，各事業所・福祉団体などと連携し，ボランティアの活動場面を SNS で配信し，参加者の開拓につながる取組みを検討します。

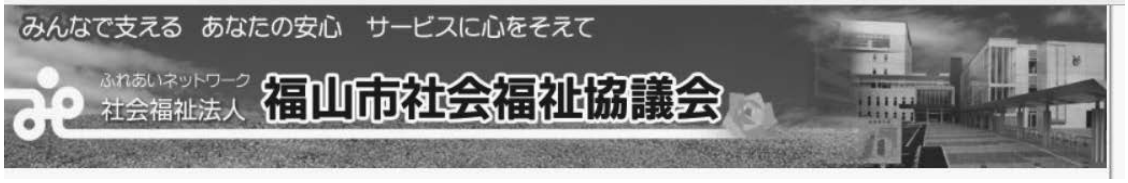

公式ラインチラシ

福山市社会福祉協議会

ホームページ

Facebook

Twitter

基本方策２	さまざまな課題に対応し，安心・安全に暮らせる仕組みづくりをすすめます

重点事業　住民同士により助け合いのできる体制づくりをすすめます

≪住民による相談所づくり≫

成果

地域住民が生活を送るうえで発生するちょっとした困りごとの相談を受け止め，必要に応じて協力会員を紹介してお手伝いをしたり，適切な機関・団体を紹介したりする「生活支援グループ」の立ち上げ・運営の後押しを行いました。また，生活支援グループの課題を共有するため，情報交換会などを実施しました。

課題

生活支援グループが主体的に活動する（軌道に乗る）までに多くの時間を要します。社協職員や地域包括支援センターなどの職員が定例会に参加して，アドバイスするなどの伴走的な支援が引き続き必要です。

≪地域資源の見える化（支援を必要とする人と地域資源をつなげる）≫

成果

生活支援活動を実施している地域のグループや障がい者施設，NPO 等による情報交換会を実施し，活動状況や課題について共有する場を設けました。また，冊子にまとめ，地域包括支援センター等に情報提供をしました。

課題

引き続き地域資源の発掘と育成を行い，支援を必要とする人につなげる取組みが必要です。

≪ふれあい･いきいきサロン冊子作成≫

成果

学区ごとにふれあい・いきいきサロンの開催状況・概要をまとめた「ふれあい・いきいきサロン冊子」を継続して発行し，サロンの立ち上げ支援や参加者の増加，また地域資源として地域包括支援センター等に情報提供しました。

課題

サロン開催状況等について，住民や関係機関が情報収集しやすくするための仕組みを，紙媒体以外にも構築する必要があります。

重点事業　大規模災害時における被災地支援の体制を強化します

≪大規模災害時における被災地支援の体制強化≫

成果

2018 年（平成 30 年）7 月に西日本豪雨災害により福山市内が浸水被害や土砂災害に見舞われましたが，2016 年（平成 28 年）6 月の福山大雨災害時の経験を活かし災害ボランティアセンターを開設，多くのボランティアの協力を得て，被災者の生活再建をサポートすることができました。さらに，福山青年会議所との災害ボランティアセンター支援に関する協定を締結しました。

また，災害ボランティアセンターの活動を充実させるために「災害ボランティアセンター設置訓練」の実施や 2020 年度（令和 2 年度）には「福山災害ボランティア連携協働会議」を設立させ，平時からの関係団体との連携強化を図るため，災害ボランティアセンターの運営に関する研修会を開催し，現状の運営マニュアルを配布し意見交換を行いました。

課題

災害時の行動・作業が住民同士で支え切れなくなっているのが現状であり，災害ボランティアセンターへの期待が大きくなっています。そのため，開設する期間が長期化の傾向にあり，運営するスタッフの確保が課題になっています。

「福山災害ボランティア連携協働会議」の活動を深化させ，関係機関・団体との「顔の見える関係」から「協働できる関係」をめざし，協働運営にむけた協議が必要です。

重点事業 ワンストップでさまざまな生活課題に対応できるよう，相談体制を充実します

≪福祉サービス利用援助事業「かけはし」の実施≫

成果

認知症，知的・精神障がいなどにより，判断能力に不安がある方に対して，関係機関と連携し，福祉サービス利用援助，日常的な金銭管理，通帳などの預かりサービスを実施しました。

市民後見人養成講座を修了した生活支援員が定期的に利用者宅等を訪問し，支援を行いました。認知機能の低下が進む方については，その人の生活課題を見極める中で，必要に応じ，成年後見制度に移行しました。

課題

事業開始以来，年々利用者は増加していますが，近年では専門員の不足による契約の待機やコロナ禍による利用希望者との面談の延期などにより新規契約件数の伸びは鈍化しています。専門員の不足の要因としては，事業に見合う予算の確保ができていないことがあげられます。

増大する権利擁護のニーズに対応し，支援を必要とする人が円滑かつ安全にサービスを利用できるよう，安定的な財源の確保と専門員の体制強化が必要となっています。

	年度	利用者	生活支援員活動回数		年度	利用者	生活支援員活動回数
実施状況 ・利用者数	2016(平成28)	163 人	2,421 回		2019(平成31)(令和元)	159 人	3,205 回
	2017(平成29)	179 人	2,694 回		2020(令和２)	156 人	2,722 回
	2018(平成30)	158 人	2,881 回		2021(令和３)	154 人	2,560 回

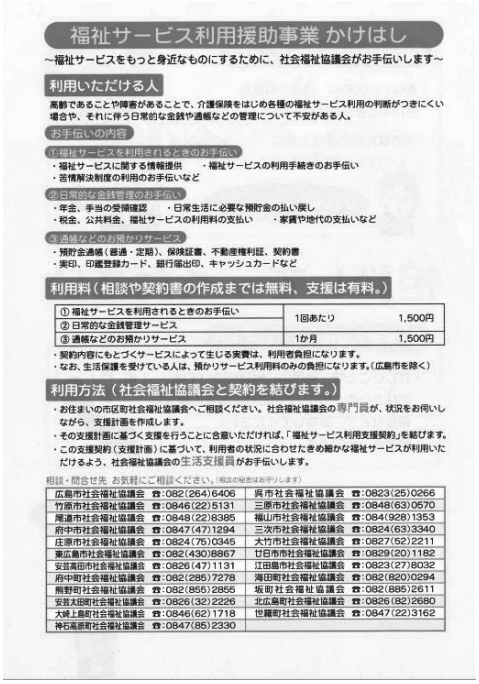

≪法人後見活動の実施≫

成果

法人後見事業として2013年度（平成25年度）から成年後見人等を受任し，市長申立案件を中心に，2021年度（令和３年度）末で累計61件の成年後見人等を受任しました。

また，2020年度（令和２年度）に中核機関関係業務を受託し，弁護士・司法書士・社会福祉士による成年後見制度個別相談会や受任調整会議（ケース検討）を毎月実施し，更なる権利擁護支援体制の充実に力を注いでいます。

課題

判断能力が不十分な方が，尊厳をもってその人らしく安心して地域で生活するために，福祉や法律職などの関係機関との連携を強化し，権利擁護支援における地域連携ネットワークづくりを進める必要があります。

	年度	件数		年度	件数
法人後見受任件数 2013年度（平成25年度） ～ 2021年度（令和3年度） の累計は61件	2016（平成28）	8件		2019（平成31） （令和元 ）	7件
	2017（平成29）	6件		2020（令和２ ）	10件
	2018（平成30）	7件		2021（令和３ ）	10件

≪障がい者基幹相談支援センターの運営≫

成果

障がい者の総合的な相談に応じる「障がい者基幹相談支援センター」（愛称 クローバー）及び「障がい者虐待防止センター」を運営し，障がい者が地域でその人らしく安心して暮らしていけるよう相談支援の中核機関として行政・教育機関等の各種関係機関と連携し支援を行っています。

また，「障がい者総合支援協議会」は，障がいのある人がその人らしく暮らせる“まち”づくりを目指して，地域生活における課題等を共有し，支援体制の整備と社会資源の改善・開発に取り組んでいます。

課題

相談支援や地域課題を共有するための会議が，新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施が困難となりました。

こうした経験から対面での相談支援や会議に替わる遠隔会議等の方策について検討していきます。

	年度	人数		年度	人数
相談支援を利用している障がいのある方等の実人数	2016 （平成28）	1,193人		2019 （平成31）（令和元）	1,051人
	2017 （平成29）	1,084人		2020 （令和２ ）	1,146人
	2018 （平成30）	1,135人		2021 （令和３ ）	1,204人

≪生活困窮者に対する支援≫

成果

低所得者・高齢者・障がい者世帯に対し，生活福祉資金の相談や貸付を通して必要な支援を行いました。2020 年（令和２年）３月 25 日からは新たな生活福祉資金特例貸付（コロナ特例）を実施し，2020 年（令和２年）５月からは特例貸付受付センターを設けて，専門の職員がその対応にあたっています。特例貸付開始時から 2022 年（令和４年）３月 31 日までの間の相談件数は 17,612 件となり，コロナ禍での生活困窮者の実情（課題）が可視化されました。また，2021 年(令和３年)２月からコロナ禍で困窮する世帯への日々の食料支援の取組をはじめています。

さらに 2020 年度（令和２年度）からは，家計改善支援事業を受託し，生活困窮者からの家計に関する相談に応じています。

課題

コロナ禍で離職後，つぎの就職先が決まらない人や収入の減少により家賃等を滞納し住まいを失いそうな人等，すぐには解決ができない相談が急増しています。2021 年度（令和３年度）からは福山市が直営で行っていた生活困窮者自立支援事業を受託し，事業実施しています。相談者と専門職・地域住民がつながり続けることによって少しずつ課題を解決できるようなネットワークを構築・維持していくことが課題です。

	年度	生活福祉資金		年度	生活福祉資金	特例貸付
申込件数	2016（平成 28）	17 件		2019（平成 31）（令和元）	6 件	
	2017（平成 29）	22 件		2020（令和２）	20 件	3,908 件
	2018（平成 30）	33 件		2021（令和３）	20 件	2,642 件

基本方策３	身近な地域で支え合い助け合う仕組みをつくります

重点事業　福祉を高める会やボランティアの会を中心に地域の絆づくりをすすめます

≪福祉を高める会の活性化≫

成果

福祉を高める会・ボランティアの会の役員会へ必要に応じて職員が出向き，運営のアドバイスを行いました。また，研修会などに対して，講師を紹介するなど役員会の活性化を図りました。

生活支援コーディネーターが，担当学区の福祉を高める会を中心に働きかけ，地域の課題を話合い解決につなげる協議体づくりを進めました。

課題

協議体未設置の学区について，さらに働きかけを行う必要があります。

≪福祉を高める会同士の連携の促進≫

成果

一部のブロックでは，定期的にブロック会議を開催し情報交換を行い，活動の活性化につながっています。また，社協の地域事務所が呼びかけ，ブロックごとの研修会を行いました。

課題

交流が進んでいない地域について，社協がブロック会議や研修会を開催する必要があります。

≪ささえあいサミットの開催≫

成果

福山市福祉を高める会連合会が主催で毎年１回『ささえあいサミット』を開催し，地域福祉活動の実践報告の場として，地域の活動の活性化を図りました。

課題

開催形態や内容について，具体的なテーマ設定による啓発など，現状の課題や対策などをふまえた形での実施を検討する必要があります。

≪福祉を高める会の認知度を高める取組み≫

成果

広報誌ふくやま福祉だより「ほほえみ」や「地域の風」，ＳＮＳの活用などにより，広く周知を行いました。

さらに，各学区の福祉を高める会において，独自の広報誌を作成配布されています。

課題

地域のなかで他の地縁組織とのネットワークが十分でないため，活動が拡がりにくくなっています。今後，多様な住民の参入によって，活動を活発にする必要があります。

重点事業　地域での見守り体制を強化します

≪見守り支援員の養成≫

成果

２０１３年度（平成２５年度）から取組んできた事業であり，市内で出前講座を行い，「見守り」の必要性と手法について住民に伝えることを継続して行うことにより，見守り支援に対する必要性の認識が広がっています。

課題

近年，各地域で見守り活動が展開されており，今後は，地域の見守り活動の状況に応じ，見守り支援員の活動から次の段階の活動を検討していく必要があると考えます。

併せて，生活支援コーディネーターの役割と各種団体の役割により，地域におる見守り活動の展開方法について検討していく必要があります。

≪見守り活動研修会の開催≫

成果

各地域の福祉を高める会の総会や協議体において，地域課題の抽出を行うことが出来ています。

課題

見守り活動に特化した研修は開催できていませんが，生活支援コーディネーターが実施する協議体を含め，地域課題として見守り活動の課題や工夫を共有する場を設けていくことは継続して検討していく必要があります。

≪認知症ひとり歩き SOS ネットワークの充実≫

成果

事前登録制度の周知により登録者数は増加につながっています。

事業の周知や声かけ訓練などにより，認知症に対する地域の理解は少しずつ広まっています。

課題

「認知症」に対する理解は少しずつ広まっていますが，市内全域ではなく，一部の地域にとどまっているのが現状です。座学での知識習得や声かけ訓練における対応方法について周知することにより，当事者への配慮とともに人と人とのつながりの重要さに気付くよう，継続した取組みを各地域で実施していく必要があると考えます。

重点事業　地域において気軽に集える「ふれあい・いきいきサロン」などの居場所づくりをすすめます

≪「ふれあい・いきいきサロン」などの居場所づくりの推進≫

成果

誰もが気軽に参加できることで社会参加の場となっています。

孤立・閉じこもり防止や生活課題の早期発見につながっています。

健康体操やレクリエーションなどを通じて，フレイル予防につながっています。

顔見知りになることで，気に掛け合う関係づくりができています。

生活支援コーディネーターが立ち上げから運営まで，細やかなサポートを行うことで，サロンなどの開所数も増えています。

※居場所など開設数：562 か所（2022 年（令和 4 年）3 月末現在）

課題

サロンなどを運営するボランティアの高齢化がすすむ中，担い手不足や内容の充実などが課題となっています。

そのため，運営ボランティアの担い手の発掘・育成のための養成カリキュラムの充実を図る必要があります。

また，運営ボランティアの研修交流会を開催することで，サロンの課題の共有や情報交換の場を開催する必要があります。

そして，引続き，地域住民同士の関係づくりのためにさらなるサロンなどの周知・啓発活動が必要です。

基本方策４	地域福祉を推進するために，さまざまな団体間のネットワークづくりをすすめます

重点事業　社会福祉法人・福祉施設のネットワークを強化し，地域における公益的な取組をすすめます

≪社会福祉法人の地域における公益的な活動の促進≫

成果

２０１７年（平成２９年）に「福山市地域福祉貢献活動協議会」を設置し，これまでに新規に参画した法人も増加し７１法人１０１か所で「くらしの相談窓口」が開設されています。

課題

「福山市地域福祉貢献活動協議会」として，一つの目的に向かって取り組むことは継続的な課題であり，オール福山としての取組みは必須と考えます。

未加入法人の加入促進を含め，継続して取組む必要があります。

≪生活困窮者自立支援ネットワーク会議の開催≫

成果

生活困窮者は，複数の課題を背景にしている場合が多く，伴走支援し課題を解きほぐしていくためには，関係機関・団体がネットワークで対応することが必要です。福山市社協が生活困窮者自立支援事業を受託するにあたり，関係機関・団体のネットワーク会議を組織化しました。さらに，分野ごとで活動している相談支援に関わる職員のスキルアップと顔の見える関係づくりのため月に１回程度の研修会を開催しました。

課題

ネットワーク会議の関係機関・団体の関係性が深まった後，年２回の会議体と少人数で課題（例えば，食糧支援のあり方，ケース検討のあり方など）を検討する場を設置するなど深化が必要と考えます。

また，研修会については，関係機関・団体が主体的に運営できるよう相談支援関係職員の連絡会などの組織化につながるような企画が必要です。

重点事業	ボランティア団体・NPO などの市民団体と地縁型ボランティア団体とのネットワークづくりをすすめます

≪福山市ボランティア連絡協議会（テーマ型ボランティア団体）と地縁型ボランティア団体の連携・強化≫

成果

ふれあい・いきいきサロンなどの地縁型ボランティア活動の場へ，ボランティア連絡協議会に所属する一芸ボランティアが訪問し交流するなど一定の連携は進んでいます。

課題

福山市ボランティア連絡協議会が実施する情報交流会では，テーマ型のボランティア団体と地縁型のボランティア団体との交流・協議の場を設けていく必要があります。

今後は他機関への登録ボランティアなどと連携し，地域づくりに向けた取組みが必要となっています。

重点事業	福祉を高める会やボランティアの会，民生委員・児童委員と地域包括支援センターなどの情報交換の場をつくり，地域課題の共有化と解決に向けての検討を行います

≪課題解決を検討する，日常生活圏域におけるネットワーク会議の開催≫

成果

福山市内の一部地域で，福祉を高める会やボランティアの会，民生委員・児童委員と地域包括支援センターなどの情報交換の場が作られており，顔の見える関係づくりを行い，地域課題についても協議しています。

また，生活支援コーディネーターが，概ね小学校区単位で地域課題を話し合う第２層協議体づくりを進めました。

課題

地域包括支援センターなどの専門職と，福祉を高める会などの地域団体のネットワークを多くの地域で構築していくことが課題です。

また，第２層協議体など地域で課題を話し合う場を増やしていく必要があります。

第３期計画に盛り込むべき課題

≪災害への対応≫

近年の災害時のボランティア活動では，災害ボランティアセンターが被災地域へ設置されることで，地域を越えた幅広い人々が被災者を支援するボランティア活動に参加できるようになりました。

日常的に住民や幅広い機関・団体と関係を構築し，ボランティアのコーディネートを行っている社協に対して災害時のボランティアのコーディネートが期待されています。

≪生活困窮世帯への支援≫

経済的な格差が広がる中，生活困窮者を支援するために，２０１５年（平成２７年）に生活困窮者自立支援法が施行され，国の支援が始まりました。

この制度は，生活困窮者の経済的支援や就労支援にとどまらず，居場所などを通じて地域とつながることも理念の柱の一つになっていることから，地域福祉活動・ボランティア活動への期待が寄せられています。

≪社会福祉法人による地域における公益事業の推進≫

福祉施設などを運営する社会福祉法人は，生活困窮者や孤立した高齢者，また，公的サービスの狭間にあってサービス利用につながらない人に対して積極的な支援活動が行えるよう，社会福祉法の改正が行われました。

住民・地域団体や関係機関・団体と関係を構築している社協は，社会福祉法人が連携して活動ができるよう地域ニーズの把握から，各法人と連携し取組みを推進していく必要があります。

≪地域共生社会の実現に向けた取り組み≫

社会的孤立やダブルケア，８０５０問題など既存の福祉制度では対応が困難な複合的な課題や生活課題が浮き彫りになっています。

このような中で，「地域共生社会の実現」に向け地域住民や専門職，関係団体などとの連携により，さまざまな課題に対応するための包括的支援体制の構築に向け取り組むことが必要となっています。

こうしたことから，地域福祉・ボランティア・ＮＰＯ，各分野の専門職，さらには民間事業者の活動へ期待が寄せられており，課題解決に向けた多様な主体のネットワークづくりが求められています。

↓

第３期計画へ重点事業として盛り込んでいく

第２期計画に基づく活動事例

基本方策１の事例

各種ボランティア養成講座の開催

障がいのある人の社会参加を支援する手話・要約筆記・点訳などの技術別ボランティア養成講座を関係団体と連携し開催しました。

２０１８年度（平成 30 年度）からは，福山市生涯現役促進地域連携協議会と連携し，ボランティア講演会及びボランティア入門講座を開催しました。この講演会・入門講座は，定年退職している方や定年退職間近な方が生涯現役で社会参加できるように，ボランティア活動や地域活動を始めるきっかけづくりとして開催しています。

また，ボランティア入門講座の修了者に呼びかけ，２０２０年度（令和２年度）から，ボランティア入門講座修了者の集いを毎月１回定例開催し，仲間づくりと新たな活動づくりを図っています。

地域福祉・ボランティア情報の発信

福山市内の地域福祉活動やボランティア活動の紹介，研修会・講座の開催案内，社協からのお知らせなどを掲載した広報誌ふくやま福祉だより「ほほえみ」を発行し幅広い情報発信を行いました。

また，ボランティア募集情報，研修会・講座の開催案内，ボランティアグループの会員募集などを掲載したボランティア情報誌「ＴＵＮＡＧＵ」を発行し，ボランティア活動への参加を広くすすめるための情報発信を行いました。

さらには，生活支援コーディネーターが，地域を訪問し，ふれあい・いきいきサロンなどの活動を紹介する「地域の風」を発行しました。できるだけ読みやすい編集に努め，さまざまな地域の活動を紹介しました。

№19　2021年（令和3年）3月31日発行

地域の風

【編集発行】社会福祉法人 福山市社会福祉協議会（福祉のまちづくり課）
〒720-8512　福山市三吉町南2-11-22 福山市すこやかセンター内
TEL 084-928-1333　FAX 084-928-1331

社会福祉協議会
略称「社協」のマーク

加茂ちょっとたすけ隊（加茂学区）

2020年8月から活動を開始した「加茂ちょっとたすけ隊」（以下「たすけ隊」）。立ち上げのきっかけは、2017年5月、福祉を高める会の総会で「困っている高齢者がいる、ふれあいバスの運行を考えて欲しい」と話題になったことです。

その日以来3年間、住民ニーズを把握するためのアンケートを実施したり、研究・研修を重ね、関係者と検討をしました。

たすけ隊のメンバー募集や「利用したい」という問い合わせや小学生のボランティア参加申込があり、関係者からの反響に、隊員は大変喜んでいましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の中で焦りもあったそうです。

活動第一号は、庭木の伐採でした。

依頼者からは「地域の人だから安心して頼める」と喜ばれ、作業にあたった隊員も、初出動で力が入り過ぎたようですが「依頼者に大変喜んでもらえたことが嬉しかった」と感想を言われていました。

活動はまだまだ手探り状態です。相談内容によっては、対応できないこともありますが、まずはご相談ください。

コロナ禍の今こそ！！

お互いさま活動（生活支援活動）始動！

市民後見人養成講座

市民後見人活動は，身近な生活圏域における支えあいの活動として，成年後見活動に「地域福祉」「市民参画」の視点をもって取り組む活動です。

将来的に，弁護士や司法書士・社会福祉士などの専門職後見人の不足が懸念されるなか，福山市においては，2013 年度(平成 25 年度)より，専門職にかわる成年後見制度の新しい担い手である市民後見人を養成する市民後見人養成講座に取組んでいます。

2015 年(平成 27 年)11 月 25 日には，広島県で初めての市民後見人が広島家庭裁判所福山支部から選任をいただき福山市の市民後見人活動が本格的に始動いたしました。

市民後見人は福山市における新しい権利擁護の担い手として活動しています。

基本方策２の事例

住民による相談所づくり

住民による相談所づくりとして，お互いさま活動（生活支援活動）の立ち上げを支援しました。お互いさま活動では，公民館などで住民がボランティアで，「生活などの困りごと相談」に応じ，住民がボランティアで支援しています。住民ボランティアで対応が難しい場合は，専門機関へつなぎ課題解決を図っています。

同じ地域に暮らす住民がボランティアで草取り，庭木の剪定，部屋の掃除，ゴミ出しなどの生活課題を支援しています。

権利擁護支援センター

権利擁護支援センターは，認知症，知的・精神障がい等で判断能力が不十分なため，契約や財産管理が困難になった方の権利を守り，住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように相談や支援活動を行っています。

また，福山市から成年後見利用促進中核機関に関する業務を受託し，成年後見制度の利用者や家族が制度利用のメリットを実感することのできるよう事業を進めています。

さらに，弁護士会・司法書士会・社会福祉士会の協力によりケース検討会議を開催し，課題解決に向けての指導・助言や，受任調整会議を開催し後見人等候補者を家庭裁判所へ推薦するなどし迅速な制度利用のための取り組みを行っています。

基本方策３の事例

サロン開設
＜ふれあい・いきいきサロン＞

「ふれあい・いきいきサロン」は，学区または，学区の自治会（町内会）単位で**月１～２回**開設している集いの場です。

特徴は，レクリエーションや趣味（手芸・カラオケ）などの活動など，毎月メニューを決め実施しています。

サロン開設
＜喫茶店風サロン＞

「喫茶店風サロン」は，**週１回**開設している集いの場です。

特徴は，コーヒーなどお茶を飲みながら，おしゃべりしを楽しむことができます。

参加者は，開設中であれば，自由に来たり帰ったりすることができます。

サロン開設
＜高齢者居場所づくり事業＞

「高齢者居場所づくり事業」は，**週２日または３日以上**開設している集いの場です。特徴は，開設の日数を増やすことで，高齢者の孤立や閉じこもり防止，介護予防や健康づくりを推進することにつながっています。

サロン開設
＜サロンの内容・目的・役割＞

サロンは，高齢者を中心に誰もが気軽に参加でき，顔見知りになるきっかけづくりの場として市内に広がっています。

内容は，**茶話会を中心に**，百歳体操（健康体操）や，趣味の活動（手芸・カラオケ・折り紙など），脳トレ，レクリエーションなどを行っています。

サロンの役割は，①孤立を防ぐ②気軽に参加できる③介護予防や健康づくり・フレイル予防④人と人とがつながる（見守り・ささえあい）⑤社会や地域の情報などを知ることができます。

また，地域の情報交換や日常生活の困りごとなどが気軽に相談できる場にもなっていることで早期課題解決につながっています。

参加者から「初めて来るときは知り合いもいなかったので不安だったけれど，来てみたら顔見知りの方もいて，今では楽しみに通っています」「サロンがある日は朝起きて，支度して…。時間を気にするようになった」また，「〇〇さんしばらく見ないけど元気にしとるかな？」「今度〇〇さん誘ってみよう」と言った声が聞かれます。集いの場を通して，さまざまな相乗効果が生まれています。

サロン開設支援
＜開設支援・サポートなど＞

集いの場を開設したいという相談には，生活支援コーディネーターが実施団体等と一緒になって開設までの支援，開設後のサポートを行っています。

また，サロン実施団体の研修交流会を開催し，他のサロンと意見や情報交換などを行う場になっています。

社協では，サロンの活性化のために一芸ボランティアの登録や，企業による出前講座，レクリエーション機材の充実を図り，必要に応じてコーディネートを行っています。

福山市認知症ひとり歩き SOS ネットワーク事業（略称：SOS ネット）

認知症の症状のひとつとして外出し自宅に帰り着くことができず行方不明になることもあります。こうした時に，警察や市，住民組織などと協働し早期発見につなげる仕組みが「認知症ひとり歩きＳＯＳネットワーク」です。

また，SOS ネットは，日ごろの地域内のつながりや声かけ訓練などの認知症への理解により，住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりも目的としています。

認知症の人やその家族が，住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，福山市内で「認知症声掛け訓練」の取組みが広がっています。具体的な内容としては，認知症地域支援推進員による「認知症の理解と対応方法」についての講義と社協による「SOS ネットについてと地域づくり」の講義の後，声かけ訓練（専門職や福山地区認知症の人と家族の会が当事者役を行い，訓練に参加している住民などが声かけを行う。）です。

声かけ訓練後に，住民から「町内で普段見かけない人がいたので声をかけたら，認知症の方で自分のいる場所が分からなくなっておられたので，警察につなぐことができた。声かけ訓練に参加していて良かった。」といった声もあります。

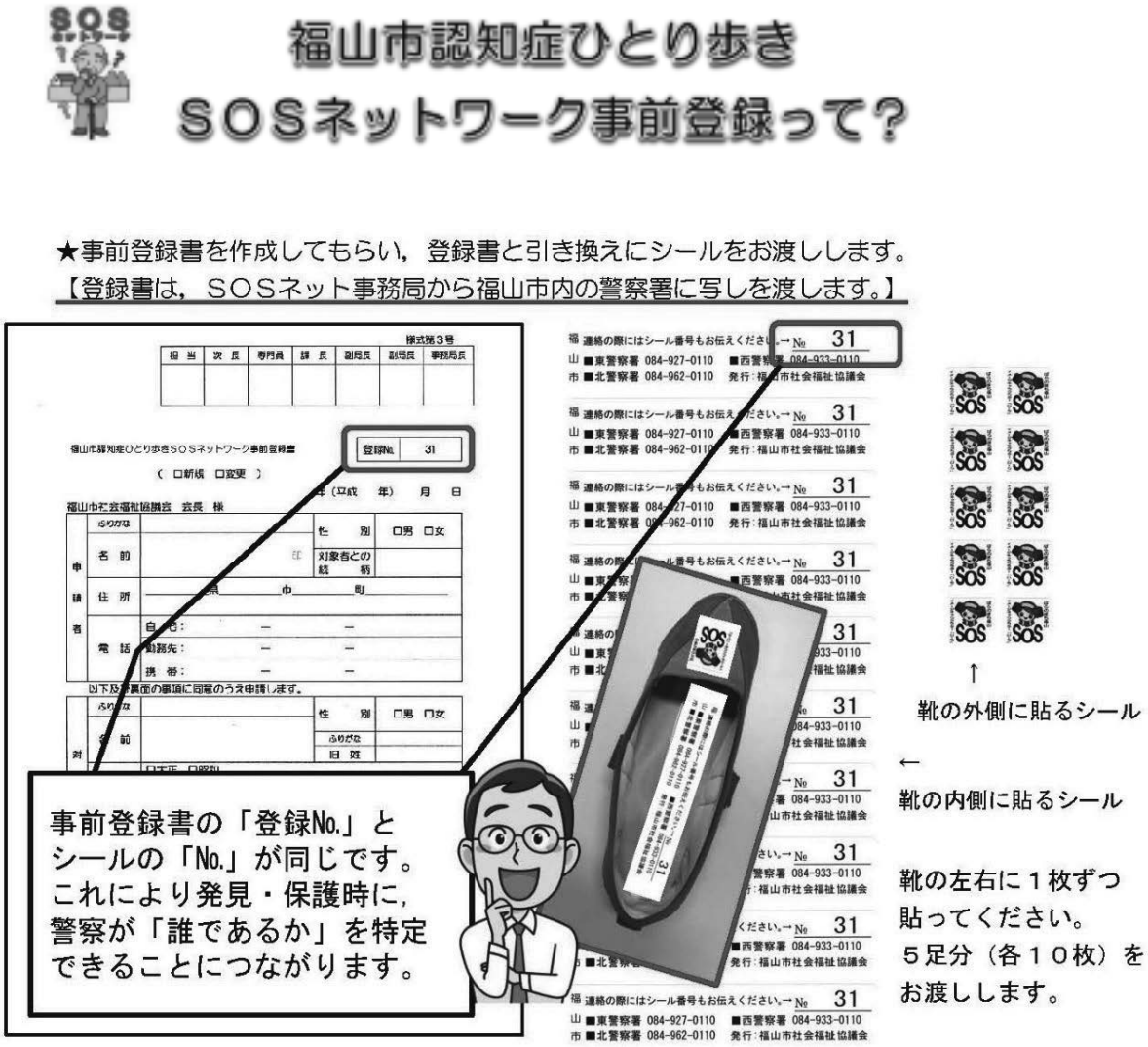

基本方策４の事例

福山市地域福祉貢献活動協議会

社会福祉法人の公益的な活動の促進として，2017 年（平成 29 年）６月に福山市内の 41 の社会福祉法人が参画し「福山市地域福祉貢献活動協議会」を設立しました。

取組みのひとつとして，住民の身近な相談窓口の充実を目的に「くらしの相談窓口」を開設し，2022 年（令和 4 年）３月現在では，71 法人の参画により 101 カ所の開設に至っています。

相談内容は，子育て・障がい・高齢者に関することから近隣関係のことまでさまざまであり，各分野の法人が垣根を越えて相談に対応できるよう「くらしの相談窓口担当者研修」や役員会・ブロック会議により顔の見える関係や分野を越えたつながりづくりに取組んでいます。

また，災害時における支援のひとつとして，2018 年（平成 30 年）の７月豪雨災害では，参画法人の入浴設備の開放により，被災された住民に利用してもらうことで社会福祉法人の地域貢献活動を展開しました。加えて，住民による災害支援活動のための資機材を各ブロックの拠点法人へ整備しています。

その他の取組みとしては，次代を担う子どもたちへの福祉教育の一環として，また，将来的な介護・福祉人材の確保も目的に夏休み期間中に参画法人に中高生のボランティア受け入れを行っています。

オール福山を目指し，今後もより多くの社会福祉法人に参画していただけるよう取組んでいく必要があります。

お互いさまミーティング（第２層協議体）

福祉を高める会，自治会（町内会）連合会，民生・児童委員協議会などの地域団体が集まり，地域の課題を話し合う場として，「お互いさまミーティング（第２層協議体）」の立ち上げを行いました。お互いさまミーティングでは，買い物・外出に困るなどの生活課題や担い手・後継者不足などの課題が出てきます。こうした課題を各団体間で議論し，地域包括支援センターや社会福祉法人などの協力も得る中で解決につなげます。

福山市障がい者総合支援協議会

福山市障がい者総合支援協議会は，障がいのある人の地域生活における課題などを共有し，支援体制の整備と社会資源の改善・開発を行う組織で，その取り組みは全国的に進められています。

2007 年（平成 19 年）に“福山市障害者自立支援協議会”が設置され，行政の直営で運営されてきましたが，2013 年（平成 25 年）4 月からは，福山市社会福祉協議会が事務局を担ってます。

2015 年（平成 27 年）4 月には名称を「福山市障がい者総合支援協議会」に改称しました。

また，福山市障がい者総合支援協議会は，全体をまとめる運営会議を中心に，「相談支援部会」「発達支援部会」「就労支援部会」「地域生活支援部会」「権利擁護支援部会」の 5 つの専門部会で構成し部会ごとに地域の課題解決に向けて取組みを進めています。

「障がい者の生活を支える」さまざまな情報を集めた冊子を作成しています。

基本的な障がいの理解や特性に応じた必要な配慮を考えるための冊子や市内のさまざまな社会資源や相談窓口，子どもの発達や自助グループの紹介，さらには居住支援(住居確保・移行)を紹介した冊子を作成しています。

福山市障がい者総合支援協議会ホームページで公開しています。

←まもローズホームページ

各リーフレットなどはこちら→

第３章　計画の基本的な考え方

この計画は，市が策定する「地域福祉計画」を具体化した行動計画的な性格もあることから，市の「地域福祉計画」の基本理念と基本目標を共有します。

基本方策については，それぞれの基本目標に対応するものとし，各方策の中には，これまでの取組により把握した課題や，今後，取組むべき具体的な重点事業を掲げ，基本理念の達成に向けた活動を推進します。

1　基本理念

支え合いながら　すべての市民がいきいきと心豊かに

安心して暮らせる共生のまち　ふくやま

市「地域福祉計画」

住民や団体などと協働して地域福祉の推進に積極的に取組むための理念，目標及び方策をまとめたもの。

社協「地域福祉活動計画」

住民や団体が地域福祉を推進するために積極的に社協と連携して地域で進めていく民間の活動・行動計画。

すべての人が地域で心豊かに暮らすためには，たとえ生活上の困難を抱えていても，その人らしく生きる権利を持ち，安心して暮らせる地域であることが求められています。

また，地域社会において，「支える」もしくは「支えられる」は，関係が固定されるものではなく，その関係は入れ替わり，循環しながら生活が営まれています。

少子高齢化や老老介護，生活困窮者など地域生活課題の複雑化により，この先ますます地域福祉の重要性が高まる中，孤立している人に気づき，あらゆる人が出会いつながり合いながら，互いに手を差し伸べ合って，地域のみんなが健やかで幸せに暮らせることが大切です。

そのためには，地域の課題に自ら気づき，関係する組織や行政等と一緒に知恵を絞り，力を合わせて課題を解決していける「地域力」を高めていくことが必要です。

本計画では，地域福祉を通して，誰もが役割を持ち，人と人がつながることで，誰一人取り残さず，住み慣れた地域で安心して暮らせるように，住民一人一人の暮らしと生きがい，地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざします。　（福山市地域福祉計画 2022 より）

2　基本目標

基本理念で掲げたまちの姿や地域共生社会の実現に向け，３つの基本目標を掲げます。

基本目標１	誰もが孤立せずいきいきと暮らせる つながりづくり

高齢者のみの世帯やひとり親家庭，ひきこもりの人やその家族など，地域で孤立しやすい可能性のある人々が生きがいを持って地域の中で暮らせるよう，社会参加の機会の充実を通じた地域での出会いとつながりづくりを推進します。

基本目標２	様々な相談に対応できる包括的な支援体制づくり

地域住民の抱える課題が複雑化していることを踏まえ，地域で安心して暮らせるよう相談支援体制を充実させるとともに，必要な支援につなぐことのできる包括的な支援体制づくりを推進します。

基本目標３	互いに支え合える仕組みづくり

住民同士が相互に支え合い，地域の困りごとを地域の中で解決できるよう，住民をはじめ各関係団体の連携により，支え合いの仕組みづくりを推進します。

（福山市地域福祉計画２０２２より）

3　基本方策

社協として，計画が地域福祉推進の考え方を前提とした民間の活動・行動計画であることをふまえ，３つの基本方策を定め，すべての住民が，住み慣れた地域において，安心して，いきいきと暮らせる福祉のまちづくりのため施策を推進します。

基本方策１

地域で，気軽に出会い集うためのきっかけづくりをすすめます

基本方策２

複雑・多様な相談に対応するため，分野を超えた専門機関や団体が連携し，相談支援体制づくりをすすめます

基本方策３

お互いを尊重し，身近な地域で支え，助け合い，つながり続ける仕組みをつくります

4　行動化のキーワード

具体的支援を行っていく中で，課題の発見から相談支援につながるための流れを言葉のキーワードとして位置づけました。日常的にこのキーワードを意識しながら活動していく指標になればと考えています。

（１）　困りごとに　き　づく
（２）　本人と　つ　ながる
（３）　地域や制度に　つ　なげる
（４）　続けて　き　にかける

5　施策の体系

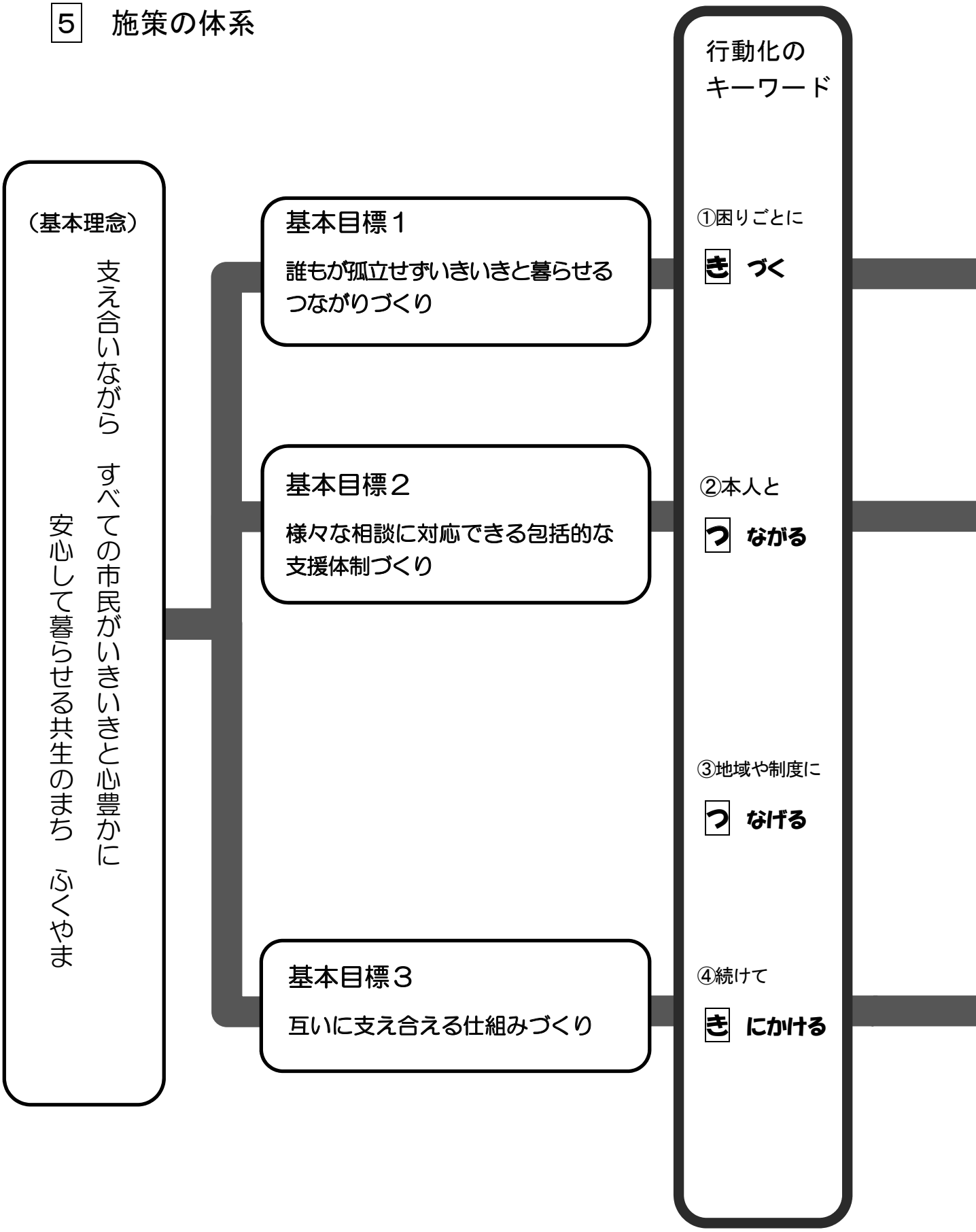
行動化の
キーワード
（基本理念）
支え合いながら　すべての市民がいきいきと心豊かに
安心して暮らせる共生のまち　ふくやま
基本目標１
誰もが孤立せずいきいきと暮らせる
つながりづくり
基本目標２
様々な相談に対応できる包括的な
支援体制づくり
基本目標３
互いに支え合える仕組みづくり
①困りごとに
き　づく
②本人と
つ　ながる
③地域や制度に
つ　なげる
④続けて
き　にかける

基本方策１

地域で，気軽に出会い集うためのきっかけづくりをすすめます

重点事業１　隣近所で出会い関わり合うきっかけづくり

主要事業
- 概ね組単位での関係性づくりの推進(新規)
- 地域で知り合うきっかけづくり(強化)

重点事業２　ボランティア活動や地域福祉に関する情報の発信や啓発を行います

主要事業
- 広報誌ふくやま福祉だより「ほほえみ」の発行(継続)
- ボランティア情報誌「TUNAGU（つなぐ)」の発行(継続)
- SNS を活用した地域福祉・ボランティア情報の発信(継続)
- 企業などの協力により社協の周知を図る(強化)

重点事業３　地域において気軽に集える居場所づくりをすすめます

主要事業
- ふれあい・いきいきサロンなどの居場所の活性化(継続)
- 多様な形で参加できる居場所づくり(新規)

基本方策２

複雑・多様な相談に対応するため，分野を超えた専門機関や団体が連携し，相談支援体制づくりをすすめます

重点事業１　地域ごとに，福祉を高める会などの地域福祉推進関係者（団体）と社会福祉法人（くらしの相談窓口）及び地域包括支援センター・相談支援事業所など専門職（機関）の身近な相談窓口の関係づくりをすすめます

主要事業
- ふれあい・いきいきサロン等の相談機能の充実(強化)
- くらしの相談窓口の充実(継続)
- 地域の福祉関係者(団体)と専門職(施設・機関)との関係づくり(強化)
- 地域課題解決のためのプロジェクト(会議・研修・交流会)(新規)

重点事業２　福山市内で，相談支援業務に関わる職員の顔の見える関係づくりを行い，分野を超えた連携をすすめ，相談支援体制の充実を図ります

主要事業
- 福山市地域福祉貢献活動協議会の連携の推進（強化）
- 生活困窮者支援の関係機関・団体のネットワークづくり(継続)
- 市内の相談支援業務に関わる職員の資質向上と共通基盤づくり(強化)
- 権利擁護支援における地域ネットワークづくり（継続）

重点事業３　公的サービスだけでは解決が難しい制度の狭間の課題など，複雑・多様化する相談に対応する専門的な支援体制を充実します

主要事業
- 総合的な権利擁護支援体制づくり(継続)
- 障がい者基幹相談支援センター（クローバー）の運営(継続)
- 生活困窮者等への支援(強化)
- 局内連携(強化)
- 公的制度の研究(新規)

基本方策３

お互いを尊重し，身近な地域で支え，助け合い，つながり続ける仕組みをつくります

重点事業１　地域や学校などにおいて，福祉課題を考え活動につなげる福祉教育をすすめます

主要事業
- 教育プログラムの開発(強化)
- 全ての世代が福祉に関心を持つ機会の充実(強化)
- 夏・ボランティア体験の実施(継続)

重点事業２　地域を支える福祉人材の育成，地域福祉活動に関わる多様な人材発掘とさまざまな活動の場づくりをすすめます

主要事業
- 伴走型市民サポーター(仮称)と中間的就労の研究(新規)
- 市民後見人の養成(継続)
- 各種ボランティア講座の開催(継続)
- 福祉・介護人材確保等総合支援協議会による事業の推進(継続)
- 福山市ボランティア連絡協議会（テーマ型ボランティア団体）と地縁型・企業などボランティア団体の連携強化（継続）

重点事業３　地域のニーズ把握をもとに，住民主体の生活支援グループづくりをすすめ，地域における生活支援活動の充実を図ります

主要事業
- 生活支活動の立ち上げ支援と活動の充実(継続)
- 生活支援活動グループ研修交流会の開催(継続)

重点事業４　日頃から地域の見守り活動を行い，災害時においても地域と関係機関との連携が行える支援体制づくりをすすめます

主要事業
- 小地域福祉ネットワーク活動(見守り活動)の推進(継続)
- 災害時の支援体制の充実(継続)

第４章　実施計画

基本目標１
誰もが孤立せず　いきいきと暮らせる　つながりづくり

基本方策１

地域で，気軽に出会い集うためのきっかけづくりをすすめます

地域には様々な人（世帯）が暮らし，そして，地域を支える団体などが組織化され活動しています。しかし，近年では，その生活様式も多様化し，**地域の在り方が大きく変わってきました。**

主な理由としては，少子，高齢化や核家族化による家族機能や働き方の変化，多様な価値観などがあげられます。そうした中，**孤立や孤独など，**人と人との**つながりの希薄化**が課題となっています。

子どもから高齢者，障がいのある人もない人も，誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすためには，人と人とのつながりを持ちながら**お互いに気に掛け合い，支えたり支えられたりの関係性を継続**することが重要になります。

また，近年では，大雨災害等も頻繁に発生するようになりました。こうした隣近所のつながりは，災害時においても活かすことができます。

日頃から**身近な地域で**顔見知りになり，**つながる**きっかけづくりに取組みます。

重点事業１　隣近所で出会い関わり合うきっかけづくり

（現状と課題）

地域で生活するうえで，**お互いに支え合い・助け合いながら**自然な関係が築かれていましたが，近年は，こうした**隣近所の付き合いが希薄化し，地域から孤立する人（世帯）が増えている**ことが社会的な課題となっています。

そのため，日常生活の中で，**隣近所の人と顔見知りになれるよう，**自治会（町内会）さらに組内などで**きっかけづくり**につながる事業に取組みます。

（主要事業と内容）

事業名	内　　容
概ね組単位での関係性づくりの推進（新規）	あいさつ運動，ラジオ体操，防災活動などを福祉活動メニュー事業へ位置づけ，概ね組単位での関係づくりをすすめます。
地域で知り合うきっかけづくり（強化）	地域の既存のふれあい・いきいきサロンなどの居場所を活用し，誰でも参加でき，知り合う（顔見知りになる）きっかけとなるよう声掛けを拡げます。

重点事業２　ボランティア活動や地域福祉に関する情報の発信や啓発を行います

（現状と課題）

情報を発信する方法は色々ありますが，**どの世代にも**タイムリーに情報が届くようＳＮＳ**や紙媒体等のメリット**を上手く活用しながら，ボランティア活動等に関心・興味のある方だけでなく**広く市民の方にボランティア活動を知ってもらい参加してもらうきっかけづくり**になるよう情報発信や啓発を行います。

また，福祉だより「ほほえみ」へ企業広告の掲載依頼の継続及び，企業の社会貢献活動の一環として，相互にメリットがある取組みをすすめます。

（主要事業と内容）

事業名	内　　容
広報誌ふくやま福祉だより「ほほえみ」の発行（継続）	市内の地域団体や福祉団体，ボランティア団体などの活動紹介や研修会・講座の案内，社協からのお知らせなどを掲載した広報誌を発行します。あわせて，社協ホームページへも掲載し，幅広い情報提供に努めます。
ボランティア情報誌「ＴＵＮＡＧＵ（つなぐ）」の発行（継続）	ボランティア募集情報や講座・研修会，ボランティア団体の会員募集などを掲載し，ボランティア登録者・ボランティアグループへ発送します。ボランティアの参加が広がるように紙面のレイアウトなどや内容を工夫するとともに，社協ホームページへも掲載し，幅広い情報提供に努めます。
ＳＮＳを活用した地域福祉・ボランティア情報の発信（継続）	学生や若い世代が地域福祉・ボランティア活動の情報を気軽に入手し，参加を促進するためＳＮＳを活用し情報発信を行います。学生や若い世代に参加してもらい，効果的な情報発信について内容を検討します。
企業などの協力により社協の周知を図る（強化）	企業などへ広告の掲載を依頼するなど，新たな形で社協の活動意義や取組み内容などの周知をすすめます。

重点事業３　地域において気軽に集える居場所づくりをすすめます

（現状と課題）

ふれあい・いきいきサロンなどの居場所は，高齢者等の社会参加や孤立防止，介護予防（フレイル予防），そして，**困りごとを相談したりすることができる役割**があるため，今後ますます重要になってきます。

そのため，ふれあい・いきいきサロンなどの居場所を**活性化**するために，運営者やボランティアを対象とした研修会等を開催します。また，企業の出前講座やレクリエーション機材などを活用することで，ふれあい・いきいきサロンなどの居場所の**内容の充実を図り**，居場所に**行ってみたいという雰囲気づくり**をすすめます。

また，年**齢や世代を超え，参加者が限定されない多様な人**が気軽に集え交流できる居場所づくりをすすめます。

（主要事業と内容）

事業名	内　　容
ふれあい・いきいきサロンなどの居場所の活性化（継続）	ふれあい・いきいきサロンなどの居場所などを活性化するため，研修会や交流会などの開催，企業による出前講座の拡大，レクリエーション機材の充実などに取り組みます。 また，ボランティアも参加者も役割をもって参加できる場とします。
多様な形で参加できる居場所づくり（新規）	子どもから高齢者まで，障がいのある方や退職した男性，生活困窮の人やひきこもりの人，家族を介護している人など，年齢や世代を超え，多様な人が集う居場所づくりをすすめます。

基本目標２
様々な相談に対応できる包括的な支援体制づくり

基本方策２
複雑・多様な相談に対応するため，分野を越えた専門機関や団体が連携し，相談支援体制づくりをすすめます

生活困窮やひきこもり，８０５０問題，ヤングケアラーなど孤立する多様な世帯，**制度だけでは解決にはなかなか至らない課題が発生**しています。

市内には，地縁・福祉・ボランティア団体，社会福祉法人や福祉サービス事業所，行政などの関係機関・団体がそれぞれ目的をもって，こうした課題の解決を図ろうと活動しています。

各関係機関・団体はもとより，地域内に存在するあらゆる資源が情報を共有し，ネットワークを構築することで，各資源がそれぞれの強みを活かし，現在の課題や新しい課題，また親亡き後の課題などに対応するため，**分野を越えた専門機関や団体が課題に寄り添いながら連携できる支援体制づくり**をすすめます。

重点事業１　地域ごとに，福祉を高める会などの地域福祉推進関係者（団体）と社会福祉法人（くらしの相談窓口）及び地域包括支援センター・相談支援事業所など専門職（機関）の身近な相談窓口の関係づくりをすすめます

（現状と課題）

福祉を高める会などの住民主体の地域福祉推進関係者（団体）や地域包括支援センターなどの専門職（機関）が地域課題に対し検討する場を設けていますが，近年は，**地域住民の抱える課題の複合化**が進んでおり，なかなか解決に至らない課題が多くなってきています。

こうした中で，地域での孤立や複合的かつ多様な課題について，**地域住民と専門職（機関）がお互いの顔が見える関係を構築**し，さまざまな相談に寄り添いながら課題解決に向かっていける横断的な連携の機会・場づくりをすすめていきます。

（主要事業と内容）

事業名	内　　容
ふれあい・いきいきサロン等の相談機能の充実 （強化）	地域で開設しているふれあい・いきいきサロンなどは，気軽に相談できる場でもあるため，個別や地域課題の早期発見につながりやすいことから，小地域で誰もが相談できる場としての機能の充実を行います。また，集いの場を活用し，オンラインを含めた相談支援をすすめます。
くらしの相談窓口の充実 （継続）	「くらしの相談窓口」は市内の 71 の社会福祉法人が参画し 101 カ所の開設（2022 年（令和 4 年）3 月末現在）となっており，住民にとってより身近な相談窓口としての役割を果たしていきます。 また，地域ごとに社会福祉法人の地域における公益的な活動のあり方を検討する場を開催します。
地域の福祉関係者（団体）と専門職（施設・機関）との関係づくり （強化）	福祉を高める会や民生・児童委員などの地域の福祉関係者（団体）と専門職（施設・機関）が定期的に集い，地域課題を共有するための情報交換会，研修会などを開催し，顔の見える関係づくり行うことで，日常の連携を図ります。
地域課題解決のためのプロジェクト （会議・研修・交流会） （新規）	複雑・多様化する課題に寄り添いながら対応していくため，分野を越えて関係者が集まりケース会議を開催し，より良い支援につなげます。 また，地域課題の共有や解決方法などを協議する場を設け，住民だけでは解決しきれない課題に対し，地域内の資源がそれぞれの強みを活かし，地域全体で課題を解決できる地域づくりをすすめます。

重点事業２　福山市内で，相談支援業務に関わる職員の顔の見える関係づくりを行い，分野を越えた連携をすすめ，相談支援体制の充実を図ります

（現状と課題）

地域には，さまざまな相談支援を必要とする人がおり，その課題に寄り添い対応していくためには，市内の**社会福祉法人をはじめとする児童・高齢・障がい・権利擁護・地域・生活困窮など各分野の相談支援業務に関わる職員（機関）同士の連携が必要**とされています。

地域では解決しきれない課題に対し，**専門分野を越えて顔の見える関係を構築**し連携することで，地域で支援を必要とする人が孤立することがないよう，相談支援体制づくりをすすめます。

（主要事業と内容）

事業名	内　　容
福山市地域福祉貢献活動協議会の連携の推進 （強化）	市民に周知啓発するとともに，福山市地域福祉貢献活動協議会の参画団体である児童・高齢・障がい分野の相談員を対象とした研修会及びブロック会議を継続して開催することで専門分野を越え顔の見える関係づくりをすすめます。

事業名	内　　容
生活困窮者支援の関係機関・団体のネットワークづくり（継続）	生活困窮者の課題は複合的であることが多いため，解決を図るには細く長く付き合っていくことが必要です。生活困窮者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルの機関・団体が顔の見える関係を形成して支援していく体制づくりのため，2021 年度（令和 3 年度）に立ち上げた「福山市生活困窮者自立支援ネットワーク会議」を深化させます。
市内の相談支援業務に関わる職員の資質向上と共通基盤づくり（強化）	地域共生社会の実現には，児童・高齢・障がい・権利擁護・地域・生活困窮など分野ごとの相談支援に関わる者同士がネットワークで地域生活課題に対応することが必要だと言われています。こうしたことから市内で相談支援活動に関わる者を対象とした研修を定期的に開催し，顔の見える関係づくりと当事者本人を主体とした地域での支援を共に学び合い支援の共通基盤をつくります。
権利擁護支援における地域ネットワークづくり（継続）	認知症、知的・精神障がいなどにより，判断能力に不安がある方に，福祉サービス利用援助事業「かけはし」や社会福祉協議会の法人後見を含めた，適切な成年後見制度活用にむけ，関係機関と連携して相談につなげやすいネットワークづくりを行います。

重点事業３　公的サービスだけでは解決が難しい制度の狭間の課題など，複雑・多様化する相談に対応する専門的な支援体制を充実します

（現状と課題）

さまざまな相談支援に対し，高齢・障がい・児童など各分野の公的サービスは充実してきており，住民が主体的に福祉サービスを選べるようになっています。その中で，日常生活自立支援事業や成年後見制度などにより，福祉サービスを選び決定することが困難な人への支援も引き続き充実させていく必要があります。

また，公的サービスでは対応できないニーズや制度の狭間にある人への支援のため，**社協局内はもとより局外とも連携し伴走支援できる体制づくり**をすすめます。

そして，住民や各協議体などの議論をもとに，さらなる公的サービスの充実を求め行政と協働し新たな公的制度について研究していきます。

（主要事業と内容）

事業名	内　　容
総合的な権利擁護支援体制づくり（継続）	行政・福祉・司法・市民後見人などの多様な主体が参加した成年後見人制度の中核機関として，成年後見人制度の利用促進を進めるとともに，成年後見人制度と福祉サービス利用援助事業「かけはし」，福山市市民後見人活動，社協法人後見事業などの総合的な権利擁護支援体制づくりに取組みます。

事業名	内　　容
障がい者基幹相談支援センター（クローバー）の運営（継続）	地域における相談支援の基幹的な役割を担う機関として，関係法人と連携して専門相談員を配置し，障がいのある人やその家族などに対して，総合的・専門的な相談支援を実施します。 また，障がい者の虐待防止・早期発見・迅速な対応のために「虐待防止センター」を運営するとともに，障がい者の今日的課題解決に向けた協議検討の場として「福山市障がい者総合支援協議会」の事務局を担い，社会資源の開発などの具体的取組みと，関係者，関係団体とのネットワークの推進に取組みます。
生活困窮者等への支援（強化）	失業や病気などにより，経済的に生活に困っている方に対して，就労や家計改善，生活福祉資金の貸付などの相談に応じ，相談者と一緒に考え，寄り添いながら生活の安定・自立に向け支援します。 生活困窮者自立支援センターの相談者や地域で孤立しがちな人がボランティアや関係機関・団体と出会い，つながりが実感できるような居場所を定期的に開設します。 また，日々の食事及び住居に困窮する方を支援するために，「フードたすけあいネット」の活動と新たな居住支援事業をすすめます。
局内連携（強化）	生活支援コーディネーターなどが地域へ出向く中で，生活・地域課題を把握するとともに一緒に考え，状況により専門職や関係機関等へつなぎ解決に向けた取組みを行います。 また，解決困難なケースに対し，社協局内において，既存の会議なども活用し，課を越え横断的に連携することで，迅速に協議・対応できる体制をつくります。 また，公的サービスが使えないなど，制度の狭間の課題に対して局内外ともに連携し伴走支援できる体制づくりをすすめます。
公的制度の研究（新規）	福山市地域福祉貢献活動協議会や障がい者総合支援協議会などの協議体では地域の福祉課題を解決するための議論が行われており，こうした協議体と社協は連携しインフォーマルなサービスの創設を行っていますが，今後はこれらを行政との協働により，公的な制度への議論につなげていきます。

基本目標３
互いに支え合える仕組みづくり

基本方策３
お互いを尊重し，身近な地域で支え，助け合い，つながり続ける仕組みをつくります

少子高齢化，単身世帯の増加，さらには地域の人間関係が希薄化する中，地域では様々な**生活課題を抱える世帯**が増えています。また，生活困窮世帯の増加，ひきこもり，ヤングケアラーなど**新たな課題も発生**しています。こうした課題は，**複雑・多様化し制度だけでは解決が難しい**場合もあります。

こうした中，身近な地域で住民が生活課題を把握し，支え助け合う仕組みづくりが求められています。

こうしたことから，次代を担う子どもたちに対して，地域を理解し活動につなげるため，**福祉教育の充実**を図ります。また，あらゆる世代に対して，地域福祉活動が必要な背景や活動内容などを啓発し，**住民の福祉意識を高めます。**

住民の福祉意識を高めるとともに，各種ボランティア講座を開催し，**地域福祉活動，ボランティア活動をすすめる人材を発掘育成**します。また，市民感覚できめ細かな後見活動ができる**市民後見人の養成**に取組みます。

小地域福祉ネットワーク活動などの**見守り活動の充実**を図り，地域で発見したさまざまな生活課題を地域の中で助け合う仕組みとして，地域住民がボランティアとなって支援する**生活支援活動づくり**をすすめます。

大規模な自然災害が発生した際には，こうした地域の**日頃からの見守り活動を活かし，地域の特性に合わせて被災地支援を行います。**

重点事業１　地域や学校などにおいて，福祉課題を考え活動につなげる福祉教育をすすめます

（現状と課題）

これまで，小学校・中学校などを中心に，高齢者や障がい者の生活を理解してもらうために，車いす体験，高齢者疑似体験，アイマスク・白杖体験など主に体験学習を福祉教育として実施してきました。

今後は，体験型の福祉教育に加え，ふれあい・いきいきサロンなどの地域の福祉活動を見学したり交流する中で，**地域の課題を考え活動につながるように，ＩＣＴなどを活用した新たな福祉教育プログラムを開発**し実施します。

また，地域のあらゆる世代の福祉に対する関心を高めるために，出前講座などの充実を図ります。

（主要事業と内容）

事業名	内　　容
福祉教育プログラムの開発（強化）	福山市教育委員会などと連携し，学校などと地域がつながるよう，新たにICTを活用し効果的な福祉教育プログラムを開発します。また，福祉教育のテキストや視聴覚教材（ＤＶＤなど）を整備します。
全ての世代が福祉に関心を持つ機会の充実（強化）	さまざまな世代に福祉への関心が広がるように，福祉やボランティアに関する出前講座などを積極的に開催します。また，地域の中で，子どもから高齢者まで世代を超えて参加する車いすなどの体験学習や研修会などを開催し，福祉教育をすすめます。
夏・ボランティア体験の実施（継続）	中・高校生などが，夏休み期間中に市内の福祉施設などでボランティア活動を体験する「夏・ボランティア体験」を福山市地域福祉貢献活動協議会と連携して実施します。　また，「夏・ボランティア体験」の一環として，中・高校生と発達に課題のある小学生が交流する「サマー・スクール」を実施します。

重点事業２　地域を支える福祉人材の育成，地域福祉活動に関わる多様な人材発掘とさまざまな活動の場づくりをすすめます

（現状と課題）

地域福祉活動やボランティア活動の担い手が高齢化する中，**後継者不足が多くの地域の共通した課題**となっています。こうしたことから，地域福祉活動，ボランティア活動が必要な背景を啓発することから始め，各種ボランティア講座を開催し**ボランティアの裾野を広げます。**

現状では，いわゆる**テーマ型のボランティアと地縁型のボランティアとの連携**が進んでいません。複雑・多様化する課題に，**双方の強みを活かして連携**するための交流をすすめます。

また，生活困窮者の支援のため**伴走型市民サポーター（仮称）など新たなボランティアの養成**を検討します。

（主要事業と内容）

事業名	内　　容
伴走型市民サポーター（仮称）と中間的就労の研究（新規）	生活困窮者のもつ課題を多くの市民に知ってもらい，解決の過程に参画してもらうための仕組みづくりを検討します。具体的には，市民と協働した中間的就労活動や生活困窮者が契約行為などを行う際に伴走する市民サポーターの養成・活動などのあり方を検討します。
市民後見人の養成（継続）	市民後見人は，成年後見制度において，親族以外の後見人であり，市民感覚を活かしたきめ細かな後見活動ができ，地域における支え合い活動に主体的に参画する人材として期待されています。地域福祉を担う新しい人材とも言え，引き続き養成に取組みます。

事業名	内　　容
各種ボランティア講座の開催（継続）	手話・要約筆記・点字などの技術別のボランティア講座，ボランティア活動の入門講座などを開催し，ボランティアの養成と活動の場づくりをすすめます。 その他，社会や地域のニーズに応じたボランティア講座を開催します。
福祉・介護人材確保等総合支援協議会による事業の推進（継続）	福祉・介護職による職場説明会・出前授業などを行い，福祉・介護職のイメージアップを図ります。また，ハローワークなどと連携し就職説明会を行い，人材確保につなげます。
福山市ボランティア連絡協議会（テーマ型ボランティア団体）と地縁型ボランティア団体，企業などとの連携強化（継続）	ささえあいサミットや福山市ボランティア連絡協議会の情報交流会において，テーマ型，地縁型のボランティア団体の交流をすすめます。課題が複雑・多様化する中で，テーマ型のボランティアが強みを活かして，地域活動への参加を促します。また，社会貢献意識の高い企業などに対して，ボランティア活動を啓発し，地域などの活動へつなぎます。

重点事業３　地域のニーズ把握をもとに，住民主体の生活支援グループづくりをすすめ，地域における生活支援活動の充実を図ります

（現状と課題）

少子高齢化や単身化がすすみ，生活課題を抱える世帯が増加していますが，地域の人間関係が希薄化し，**課題の発見が遅れたり，なかなか支援につながらない**ケースがあります。

こうした中で，地域が主体的に課題を受け止め，住民がボランティアとして支援する**生活支援活動の立ち上げ**をすすめます。

また，世代や分野を越えて，さまざまな課題に対応できるように，**生活支援活動の充実**を図ります。

（主要事業と内容）

事業名	内　　容
生活支援活動の立ち上げ支援と活動の充実（継続）	地域の中で，住民がボランティアとして，生活の困りごとの相談を受け助け合う生活支援活動の立ち上げを支援します。 また，世代や分野を越えて，さまざまな課題に対応できるよう地域の社会資源につなぐなど，その地域に伴走し支援します。
生活支援活動グループ研修交流会の開催（継続）	住民主体の生活支援グループと就労系の障がい福祉サービス事業所との研修交流会を開催します。研修交流会では，それぞれの活動内容を共有し交流する中で，関係づくりをすすめ，地域で行われている生活支援活動と事業所の連携をすすめます。

重点事業４　日頃から地域の見守り活動を行い，災害時においても地域と関係機関との連携が行える支援体制づくりをすすめます

（現状と課題）

市内のほとんどの地域で，福祉を高める会が中心となって小地域福祉ネットワーク活動（見守り活動）が行われています。これからも，この小地域福祉ネットワーク活動を中心に見守り活動を推進するとともに，活動の充実を図ります。

また，日頃からの見守り活動で得た情報が災害時の避難支援や，被災後の現場復旧などの支援に活かされるよう取組みます。

災害発生時には，**速やかに災害ボランティアセンターを設置**し，ボランティア募集，ニーズ把握，被災地支援をスムーズに行うことが必要です。このために，**災害ボランティア事前登録**の活用と**福山災害ボランティア連携協働会議による多機関の連携**をすすめます。

（主要事業と内容）

事業名	内　　容
小地域福祉ネットワーク活動（見守り活動）の推進（継続）	福祉を高める会が中心となって，支援が必要な世帯を地域で見守り，課題があれば関係機関の支援につなげる活動を推進します。 また，見守り活動をしているボランティアなどを対象に研修会を開催し，活動の充実を図ります。
災害時の支援体制の充実（継続）	災害発生時には，災害ボランティア事前登録を活用し，速やかに災害ボランティアセンターを開設します。 日頃からの地域の見守り活動が，高齢者，障がい者，子どもなど地域で暮らす人々の避難支援や被災現場の支援に活かされるよう取組みます。 また，支援体制の充実のため，福山災害ボランティア連携協働会議において，多機関との連携を進め，災害ボランティアセンター設置訓練や災害ボランティアコーディネーターの養成などを行います。

第５章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

本計画の推進にあたり，地域団体を始め，ボランティア・福祉・ＮＰＯ団体などの市民団体，行政や社会福祉関係機関などが連携し，協働して取組むことが必要であり，それぞれが主体的に役割を果たすことで取組みを推進します。

２　計画の進行管理

計画の目標達成に向けて，「地域福祉活動計画推進委員会」を設置し，定期的に事業の点検と評価を行い，必要に応じて計画の見直しを行います。

また，市の「地域福祉計画」との整合性を持ち，地域福祉・ボランティア活動を推進する人たちや住民の意見を反映させるなど，実効性のある計画実現に努めます。

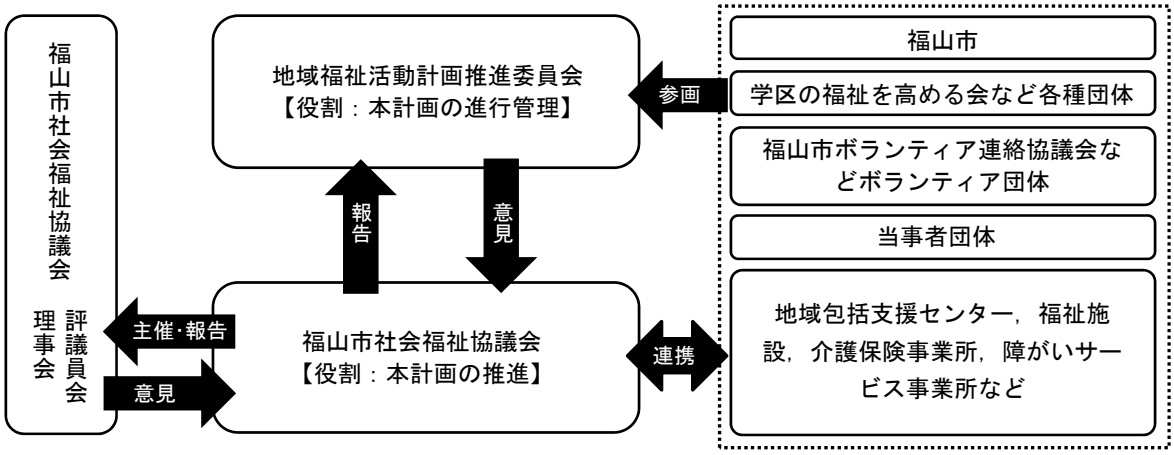

３　計画の普及・啓発

本計画を実効あるものとするため，社協のホームページの活用や，広報誌ふくやま福祉だより「ほほえみ」に掲載するほか，福祉を高める会のブロック研修などあらゆる機会を通じて，広く住民に周知するよう取組みます。

また，計画の進捗状況についても，ホームページや，広報誌ふくやま福祉だより「ほほえみ」に掲載し，魅力ある情報発信に努めます。

４　計画推進のための財源確保

社会情勢が激変する中，生活様式が変化しています。これに伴い，地域福祉活動・ボランティア活動を推進し組織基盤の強化を図るための財源（会員会費・寄付・地域福祉活動協力金）の確保も困難となっています。

会員会費・寄付は，社協の自主財源であり，地域福祉活動の財源となるもので，減少は大きな課題です。

地域福祉活動を推進するためには自主財源拡充は重要であり，住民に社会福祉協議会の活動を認知していただく必要があります。

地域のニーズをもとに，地域福祉活動の充実とそのＰＲ，住民への会員会費・寄付の周知の強化，会員会費募集活動に関わる自治会・町内会，福祉を高める会等への趣旨理解を促進します。

また，市内の経済団体等を通じて企業・事業所へ協力を依頼し，社協の活動を認知していただくと共に，会員会費の募集・寄付の強化に取組みます。

資料編

１　地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　福山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため，福山市社会福祉協議会　地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　策定委員会は，２０人以内の委員で組織し，市社協会長が委嘱する。

２　委員の任期は，計画を策定する年度において，委嘱した日から当該年度の末日までとする。

（委員長及び副委員長）

第３条　策定委員会に委員長１人及び副委員長１人を置き，委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は，策定委員会を代表し，会務を総括する。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代理する。

（会議）

第４条　策定委員の会議は，委員長が招集し，委員長がその議長となる。

２　策定委員会には必要に応じ，委員以外の者を会議に出席させ，説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第５条　策定員会の事務局は，市社協　福祉のまちづくり課に置く。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市社協会長が別に定める。

附則

（施行期日）

１　この要綱は２０１１年（平成２３年）８月１８日から施行する。

（招集の特例）

２　最初に招集される委員会は，第４条の規定に関わらず市社協会長が招集する。

附則

この要綱は２０１６年（平成２８年）６月１日から施行する。

附則

この要綱は２０２１年（令和３年）１２月２０日から施行する。

２　地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	名　　前	所　属　等	役　　職
委員長	小山　峰志	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長
副委員長	手島　洋	県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科	講師
委員	児玉　文男	福山市福祉を高める会連合会	会長
委員	真室　明美	福山市福祉を高める会連合会	副会長
委員	浜口　義弘	福山市福祉を高める会連合会	幹事長
委員	小野　昭介	福山市ボランティア連絡協議会	会長
委員	坂井　洋子	福山市ボランティア連絡協議会	副会長
委員	萩谷　昭子	ボランティアアドバイザー	
委員	髙橋　美律恵	福山市地域包括支援センター引野	管理者
委員	藤原　博文	社会福祉法人　虹の会	理事長
委員	光成　謙二	社会福祉法人　宏喜会　特別養護老人ホーム　幸楽園	園長
委員	藤井　健太郎	社会福祉法人　育正福祉会　大津野こども園	副園長
委員	岩木　久滿	福山市連合民生・児童委員協議会	副会長
委員	山岡　英樹	福山市自治会連合会	常任理事
委員	佐藤　秀信	ふれあい・いきいきサロン運営ボランティア	
委員	岩田　千代子	おもちゃサロン運営ボランティア	
委員	森島　弘法	福山市福祉総務課	地域福祉担当課長
委員	本宮　政尚	福山市教育委員会　学びづくり課	課長
事務局	福山市社会福祉協議会　福祉のまちづくり課		

３　地域福祉活動計画策定委員会の経過

第１回　地域福祉活動計画策定委員会

日時：2021 年（令和３年）12 月 23 日（木）１５：30～
場所：福山すこやかセンター1 階　多目的ホール
１　委嘱状の伝達
２　正副委員長の選任
３　協議事項
（1）第２期地域福祉活動計画の進捗状況について
（2）第３期地域福祉活動計画策定の考え方について
（3）今後のスケジュールについて

第２回　地域福祉活動計画策定委員会

日時：2022 年（令和４年）１月２６日（水）15：30～
場所：福山すこやかセンター東館　健康教育室
１　協議事項
（1）第３期地域福祉活動計画の基本事項
（2）第３期地域福祉活動計画の体系
２　今後の予定について
2022 年３月上旬　委員会にて第３期計画素案の協議

第３回　地域福祉活動計画策定委員会

日時：2022 年（令和４年）３月４日（金）１３：３０～
場所：福山すこやかセンター2 階　地域ケア研修室
１　第３期地域福祉活動計画について
２　意見交換
３　今後の予定について

４　職員プロジェクト（監督職会議）の経過

第１回プロジェクト

日時：2021 年（令和３年）12 月7日（火）１０：００～
場所：福山すこやかセンター２階　地域ケア会議室
　　１　第２期計画の成果と課題について
　　２　基本理念，基本目標について

第２回プロジェクト

日時：2021 年（令和３年）12 月２１日（火）１０：００～
場所：福山すこやかセンター２階　地域ケア会議室
　　１　第２期計画の成果と課題について
　　２　基本理念，基本目標について
　　３　第１回策定委員会の内容について

第３回プロジェクト

日時：2022年（令和４年）１月１８日（火）１０：００～
場所：福山すこやかセンター２階　地域ケア会議室
　　１　基本方策について
　　２　行動化のキーワード「きつつき」に基づく事業整理について
　　３　第１回地域福祉活動計画策定委員会の報告について

第４回プロジェクト

日時：2022年（令和４年）１月２５日（火）１０：００～
場所：福山すこやかセンター２階　地域ケア会議室
　　１　基本方策，重点事業について
　　２　第２回策定委員会の内容について

第５回プロジェクト

日時：2022年（令和４年）2月1日（火）１０：００～
場所：福山すこやかセンター２階　地域ケア会議室
　　１　基本方策，重点事業について
　　２　主要事業の考え方について
　　３　第２回策定委員会の報告について

第６回プロジェクト

日時：2022年（令和４年）2月8日（火）１０：００～
場所：福山すこやかセンター２階　地域ケア会議室
　　１　主要事業の洗い出しについて
　　２　今後のスケジュールについて

第７回プロジェクト

日時：2022年（令和４年）２月１５日（火）１０：００～
場所：福山すこやかセンター２階　地域ケア会議室
　　１　主要事業の絞り込みについて

第８回プロジェクト

日時：2022年（令和４年）２月２２日（火）１０：００～
場所：福山すこやかセンター２階　地域ケア会議室
　　１　主要事業の内容について

第９回プロジェクト

日時：2022年（令和４年）３月１日（火）１０：００～
場所：福山すこやかセンター２階　地域ケア会議室
　　１　基本方策の主旨（説明文）について
　　２　重点事業ごとの現状と課題について
　　３　第３回策定委員会の内容について

５　社会福祉法抜粋

（１）地域福祉計画について

（地域福祉の推進）
第４条　地域福祉の推進は，地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら，参加し，共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
２　地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように，地域福祉の推進に努めなければならない。
３　地域住民等は，地域福祉の推進に当たつては，福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉，介護，介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。），保健医療，住まい，就労及び教育に関する課題，福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み，あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し，地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）
第６条　国及び地方公共団体は，社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して，社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう，福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策，福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

２　国及び地方公共団体は，地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに，当該措置の推進に当たつては，保健医療，労働，教育，住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）
第 107 条　市町村は，地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一　地域福祉における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他福祉に関し，共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備に関する事項
２　市町村は，市町村地域福祉計画を策定し，又は変更しようとするときは，あらかじめ，地域住民等の意見を反映するように努めるとともに，その内容を公表するように努めるものとする。

（２）地域福祉活動計画について

本計画は，社会福祉法第 109 条の規定に基づく組織である社会福祉協議会が中心となった民間の活動計画である「地域福祉活動計画」として位置付けています。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）
第 109 条　市町村社会福祉協議会は，一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて，その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し，かつ，指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が，指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
三　社会福祉を目的とする事業に関する調査，普及，宣伝，連絡，調整及び助成
四　前三号に掲げる事業のほか，社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業